

平成20年決算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成20年11月27日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 3時30分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

各会計決算の内容審査

認定第 3号 平成19年度土別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成19年度土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成19年度土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成19年度土別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成19年度土別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成19年度土別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成19年度土別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成19年度土別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成19年度土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成19年度土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成19年度土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（19名）

委員 池田 亨 君

副委員長 井上 久嗣 君

委員 粥川 章 君

委員 柿崎 由美子 君

委員 岡崎 治夫 君

委員 山田 道行 君

委員 斉藤 昇 君

委員 牧野 勇司 君

委員 中村 稔 君

委員 岡田 久俊 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員長 丹 正臣 君

委員 小池 浩美 君

委員 平野 洋一 君

委員 谷口 隆徳 君

委員 田宮 正秋 君

委員長 山居 忠彰 君

委員 菅原 清一郎 君

委員 神田 壽昭 君

欠席委員（ 1名）

委員 遠山昭二君

事務局出席者

議会事務局長 辻本幸慈君
議会事務局幹 浅利知充君
議会事務局主 岡村慎哉君

議会事務局長 藤田功君
議会事務局主 中井聖子君

(午前10時00分開議)

委員長(山居忠彰君) ただいまの出席委員は19名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(山居忠彰君) 本日の会議録署名委員は第1日目に指名のとおりであります。なお、委員の欠席についてであります。遠山昭二委員から欠席の届出があります。

委員長(山居忠彰君) それではこれより26日に引き続き総括質問を行います。神田壽昭委員。

委員(神田壽昭君) それでは、土別市の農業振興策について、その中でも担い手対策について何点かお伺いしたいと思います。

今年も収穫期を既に終えて、各地域では収穫感謝祭とか、いろいろな催し物が行われたわけですが、先ほどもお話があったように、今年は一定の収量は、平年作以上の収量が確保されたこととしては、農業者として極めてうれしいことでもあります。米については作況107ということで豊作になったわけですが、これも100を超えれば一定の過剰米ということになるんでしょうか。基準反収7%は集荷円滑化対策として市場から隔離する、そういう制度になっていて、皆さんそれぞれ一定の量を過剰米として出荷しているという状況であります。

更に、今加えて、来年に向けては非常にこの価格低迷に加えて、燃料あるいは各種生産資材の高騰が心配される中で、来年本当に営農ができるんだろうかと、思い切った営農ができるかということについては、現場ではやっぱりそういう不安が、あるいは悲痛な声も聞かれているのが現状かと思うんです。

こうした中、今年土別市の農業、収益の高い農業を持続的に発展させ、農業と農村が市民の総意のもと、貴重な財産として将来引き継ぐための土別市農業・農村活性化条例に基づき、朝日町と合併して初めての第1期の土別市農業・農村活性化計画が策定されたことは極めて意義の深いことというふうに思っております。

そこで、今年の新規に取り組んでいる農業振興策についてお聞きしたいと思います。今年はこの農業・農村活性化計画の策定と、それから農業応援団アドバイザー事業、いきいき担い手推進事業、この3つが新規事業として50万円程度の決算額で今進んでいるわけですが、この中で、アドバイザー事業の中で農村塾というものが開かれて、三分一先生を中心とする講座が開かれておりましたし、その中で、三分一先生が策定計画の中に示された本市の目指す農業の姿というものはどのような方向がこの講座の中で、あるいは先生の考え方の中で示されたのか、まずそれを最初にお伺いしたいと思います。

委員長(山居忠彰君) 秋山農林振興課長。

農林振興課長(秋山照雄君) 農業応援アドバイザーの1年目ということなんですけれども、今年には特にただいま委員さん言われましたように、平成19年度につきましては、本市農業農村活性化計画の策定の年でございます。そこで、三分一先生と平山先生につきましては、春先か

ら農家の圃場に何度となく直接出向いていただいて、農業の現状でありますとか、あるいは課題、あるいは作物の生育状況など、直接農家の方々からお話を聞いていただいております。また、農作物の作柄状況についても、私どもが日程を決めて調査する以外についても、みずから何度となく土別に來られて圃場を見ていただいております。

また、普及センターでありますとか、農協、あるいは共済組合とともに、その作物の収量アップに向けた検討会でありますとか、あるいはまたサフォーク羊の振興、こういったさまざまな助言をいただきまして、土別でまた新たな就農をした青年なんかとも懇談をして、両アドバイザーには出席をしていただいております。そういったことで、幅広い活動をしていただいたところでございます。

また、地域の農業を担うリーダーを対象にして学習会を開催したり、そういった中で本市の農業の振興策について講演されたりされまして、時には農業者との激論を交わすということなどもございまして、こういった中で19年度につきましては、現地の農家の訪問、あるいは研修会、更には懇談会などの多数土別に來ていただいて、さまざまな農業に対するアドバイスをいただいて、本市の農業の活性化に大きく反映できたということが一つの成果というふうに考えております。

そこで、先生が目指す方向ということなんですけれども、先生はまず作物の収量を安定的に確保するということが農業経営のための最も大きな柱であるということの基本理念としております。このために堆肥の多用でありますとか、あるいは輪作体系、あるいは作物の特性、更には適切な栽培速度の密度ということなんかを農家の方々と関係機関が一体となってやらなければならないということを理念としております。特に、畑作物の収量でありますとか、豆や麦、こういったものは十勝には負けないということを考えておりますし、農家の方々と関係者の心がしっかりと通じ合って、全員が本気でやるかどうかにかかっていると先生は常々言っております。こういった収量アップの取り組みというのが土別の全体につながれば、本市の農業の活性化につながるんだというのが先生の考え方でございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） それでは、私は農村塾も一度出席させていただいて、三分一先生のお話を聞くことができました。全期間の出席でなかったものですから、本当にその状況というのは、どういう講座の内容であったのか、更にどの程度の出席者がいたのか、その辺予想していたより担い手の参加者が多かったか少なかったかという、そんな印象でもお聞きできればと思いますが。

委員長（山居忠彰君） 秋山課長。

農林振興課長（秋山照雄君） これまで農家の方々と個別的な懇談を初めとして、収量アップをしていくために、いろいろな検討会、あるいは農家との懇談会をしております。そこで特に講座ということで申し上げますと、19年度には2回ほど実施をしております。1回目について

は、昨年の12月に地域農業の中心となる担い手である認定農業者を中心として、みんなでチームの学習会を行いました。そこで、農業所得の向上に向けた収量アップということで、土づくりを基本にした堆肥の投入、輪作体系の重要性ということで講演をいただきました。このときには受講者数は36名でございました。

2回目につきましては、本年3月に全農家を対象といたしまして、土別市農業講演会を開催しております。この中で、作物の収量アップということでどういうふうに取り組むべきかということで、土別市農業の実態に適應できる有効な技術対策の導入ということで、このときの講演はっております。そこで受講者数は110名ほど参加をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） それで、私がちょうど参加した講座のときは、三分一先生の堆肥の生産によって、目標としては5年間で収量3割アップという、そういう大きな目標を立てて、堆肥の施用の重要性を説いていたわけですが、今年既に堆肥の施用の実験というものが、私の多寄地区でも1カ所でしょうか、あったような記憶しているんですが、その結果、市内で何カ所かあるかと思うんですが、施用結果、その成績の中身はどんな状況でしたか、結果は。

委員長（山居忠彰君） 紺野農林振興課主幹。

農林振興課主幹（紺野宏一君） 堆肥を投入することによって化学肥料を減らすことを前提といたしまして、しべつ農村塾では農家の方々の圃場において、平成20年より小麦、大豆、甜菜の3作物の試験を実施いたしました。その中で、特に甜菜の試験結果について申し上げますと、慣行区において通常堆肥を10アール当たり2～3トン投入しておりますが、試験区では8トン投入いたしました。更に、肥料は窒素、カリを通常の半分とし、減肥を図ることでそれぞれの収量、糖度の比較試験を3地区で実施いたしておりました。

その結果、1カ所については比較的地力が高かったことなどもあって、結果として慣行区、試験区との差がなかったところではありますが、ほかの2カ所は窒素、カリを通常の半分にしても、収量、糖度ともに試験区のほうが上回る数字が出ており、特に収量においても1トン近くの差が出た圃場があり、堆肥の効果が十分確認できたと考えておりますし、肥料においても投入量が少なくても収量が十分確保されることが確認できたと考えております。ただ、本年は1年目の試験結果ということで、こういう試験を継続することで、より正確なデータができて上がるものと考えております。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） それで、今お話を聞くと、初年度から堆肥の施用結果は、非常に化学肥料を減らし堆肥を施用することによって、従来と変わらない収量を得たというような、そういう試験結果でないかというふうに思っています。私はこれはもう農業者として、堆肥の生産や堆

肥の施用というのは当然の取り組みなんでしょうが、ただ、なかなか土別市の圃場に行き渡るだけの、希望するだけの堆肥が確保できないというのも現状でないかというふうに思うのでありますが、前の定例会でしたか、粥川委員も堆肥については質問されておりまして、そのときに実際この土別で堆肥がどの程度生産されているのかという問いかけに対して、JA北ひびきのめぐみ野で1,800トン、それから東多寄酪農生産組合1,500トン、それから土別市外から搬入するのが4,000トン、それから市内の酪農家が生産するのが7,000トンということで、合わせて4万4,000トンの堆肥が生産されているということでもあります。これ以上に本当に今皆さんが、私たちが堆肥が重要だということになれば、やっぱり一定の何かの働きかけをしないと、これ以上の堆肥の生産は難しいというふうに私は思うんです。

そこで、私たちが一番取り組みやすいのは、稲わらの有効活用だというふうに私は思っております。この稲わらは今どんなふう処理されているのかということは、もうおわかりのように、圃場にそのまま置いておく場合もあるだろうし、それからすき込む場合もある。場合によっては焼却という方法も一部あるんですが、こういうことは極めて資源をむだにするということになってくるわけでありまして、環境に配慮した資源循環型の農業、農村をつくるということになれば、一定の稲わらを収集する機械とか、あるいはグループによって堆肥の生産する施設をつくるかということ、私は極めて重要な取り組みではないかというふうに思うんです。

過去に土別市は堆肥盤を共同でつくるよという場合に、共同の場合でしたが、助成した経過があるというふうに私は思っているんですね。ぜひ今本当に中山間事業で水田の排水もよくなって、稲わら収集がしやすくなりました。ですから、ぜひ新しいこの活性化計画の中にできた大きな柱である土づくりのためには、このための施設、稲わらを収集する、あるいは堆肥盤をつくるための誘導策というものがとれないものかということについて、国や道の一定の助成策がないのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 紺野主幹。

農林振興課主幹（紺野宏一君） 堆肥生産の支援策ということではありますが、本市においては土づくりの基本となります堆肥の取り組みは、安定した生産基盤づくりの中においても極めて重要であります。そこで、本市の堆肥の状況ではありますが、市内の畜産農家で飼育されている家畜ふん尿から生産される堆肥は、すべてが畜産農家はもとより本市農家で利活用されておりますが、農家から排出される稲わらやもみ殻は、一部が焼却されるなど十分に有効利用されていないことも現実としてあります。実際に、農家の方々が稲わらの回収に当たっては、特にこの地方では稲刈りが終わった後、長雨が続きたり、春先についても春作業が押し迫った中で、回収作業ということで課題もあるわけでありまして。

ただ、現在、本市での堆肥の生産量が不足している状況と資源の循環活用、更には高品質米の生産においても、稲わらを圃場から搬出するということを考えてみますと、堆肥化に向けた利用は極めて重要なことと考えております。したがって、まずは稲わらなどの有効利用に

ついて、農家の方々に普及啓発を図りながら、具体的に回収方法について、例えば専門的に回収する組織化ができるかどうかなど、どういった方法が農家にとって取り組みやすいかを農協、普及センターなどの関係機関と連携を図りながら検討していきたいと考えております。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） ぜひそういう取り組みを具体的に進めていただければというふうに思っています。

そこで、もう一つの課題、私は農村がもっと元気になるためには、収量を上げることは極めて、これはもう一番最優先の課題だというふうに思っておりますが、もう一つ、今課題として上げられているのが三分一先生の3割収量アップについてであります。この議会の中でもたびたび議論されているように、19年度から国の農業政策が大きく変わりました。水田畑作経営安定対策事業、要するに品目横断的経営安定対策に変わったんですね。

これは米や野菜以外の畑作物、大豆、小麦、甜菜、バレイショ、この4品目について今までの価格が大きくいろいろな要素によって分解されてしまったんですね。それは一つは、よく緑ゲタとか、いろいろなことを言われましたが、これをもっとわかりやすく言うと、過去の生産実績とか、あるいはその年の生産量、品質による支払い、更に1俵当たりの単価、農産物の価格によって一定の農家の所得になるわけなんです。

私は三分一先生が言っているこの3割収量アップというものは、決して否定するものではありませんし、当然それは重要なことだと思っておりますが、具体的に私は今の価格体系からして、先ほど言った麦、大豆、甜菜、バレイショのこの4品目に限ってお話をすると、この品目横断的経営安定対策が導入されることによって、実際幾ら農家の粗収入になるかということ、ちょっと簡単にお話ししてみたいと思うんですね。

いろいろな資料で見たんですが、例えば秋小麦が平均反収6俵と仮定して計算をしました。それで、生産量品質による支払いと1俵の単価を加えますと約4,400円程度なんですね。これに6俵を掛けますと2万6,400円、それから、大豆についても、これは今言った品質、生産量、反収による、これでいくと4俵とって1俵で1万600円ですから、4俵で4万2,400円なんですね。これに3割収量アップをすると、どの程度じゃ金額として農家の所得が増えるのかということになれば、秋小麦で約7,900円ですね、それから大豆で1万2,732円なんです。そうすると、3割収量アップと言うんだけど、本当にじゃ3割収量アップして農家の手取りが大きく増えるかということ、極めて大事なことなんだけど、現実にはそう収入が増えて、ああよかったなということにはならないというふうに、そういう側面も実はあるということを知ってほしいと思うんです。

そこで、私は当然これは今言ったことを決して否定するものではありません。それと、今の農村の状況というのは、この担い手の今の状況は、急激な面積の拡大をやってきました。今もう30町、40町という、経営がもう大規模化されましたし、それから大型の農業機械が今もう

130馬力クラスの大型トラクターが今何台か導入されているということ。更に、不足する労働力、このような今の取り組みの中でこういう状況なんです。

そこで、私は5年間の収量3割アップと、加えて、やっぱり従来の家族経営から企業的な経営に大きく今シフトしなければならない、そんな今状況に来ているんでないかというふうに思うんですね。ですから、そういう意味では、これとぜひ農村塾で取り組んでいただきたい課題としては、農業についての、特に農業経営管理の方向、この必要性が極めて私は高いように思うんです。

具体的には、特に財務会計とか、あるいは農産物と市場、それから経営診断まで、そういうところまで今やらないと、規模拡大したけれども、その成果がどうなったのかということについて、みずから研修するための取り組みをぜひ私はこの農村塾で取り組むべきだというふうに思うんですが、今後どのようにこの農村塾を展開していこうとするのか、ぜひお聞きしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 紺野主幹。

農林振興課主幹（紺野宏一君） 本市は農業の原点であります土づくりと人づくり、更には収量アップを本市農業・農村活性化計画の大きな柱として掲げております。特に、人づくりについては、次代を担うすぐれた人材をしっかりと育成することは、農村機能を継続するためにも極めて重要なことであります。そこで、委員お話の規模拡大に伴って、農業経営学に取り組んではどうかとのことでありますが、確かに農家戸数の減少によりまして、1戸当たりの規模の拡大がどんどん進む中で、今後の農業の経営をどう行っていくか、かなりの綿密な経営戦略も必要となるものであります。

そこで、市といたしましても、これまで地域農業者の知恵をみずから出し合うとともに、新たな技術の取得などについて、担い手チームとしての学習会を農業応援アドバイザーの助言をいただき、開催してきたところであります。今後においても、生産技術の向上に係る研修会はもとより、お話の農業経営に関する講座を含め、専門機関や大学などと連携して開催してまいりたいと考えております。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） 今、神田委員のほうから、今農村塾が目指しております収量3割アップに加えて、経営学といったこともしっかりやるべきだというお話ございました。まさにおっしゃるとおりでございますが、ただ、三分一先生を中心にやっていただいております農村塾につきましては、まず収量3割アップをさせるということが、委員おっしゃるとおり農業経営の基本であるということと、もう一つ、先ほど委員、今の水田畑作経営安定対策、もとの品目横断と言われたものなんですけれども、それに対して秋小麦つくって6俵で4,400円だから2万6,400円ということで具体的に挙げられておりましたけれども、なぜこの地域にそれだけの過去実績に応じたお金しか来てないのかということになりますと、過去実績と言われるこの制度が導入

される直近3年間の実績において、土別市の収量が極めて低かったといったことによって、他の地域よりも1俵当たりの単価が低いということがありますので、そういったことから、次の対策に向けて、やっぱり収量を上げておかないと、次の対策で同じような今の品目横断みたいな、言われたゲタ対策というのがあったときには、またこの地域は低い単価でしか来ないということになりますので、まずはそのところで収量をしっかりと、三分一先生はそういった作物の生育、あるいは品種改良のまさにスペシャリストでありますので、そういった方のお力を土別に特化して来ていただけるというのは、まさに今の時期としては幸せなことではないかなというふうに考えておりますので、そのところをしっかりとやっていかなければならないというふうに考えております。

それと、今委員のおっしゃった経営のことなんですけれども、一つは家族経営を中心に発展したといった経過がありますので、今後においても家族経営も一つの方向でありますし、あと集団でやるということも、これは目指さなければならぬ方向でありますので、そういったことの一つの形をしっかりとつくりたいといったことで、今上土別の国営の再編整備事業の中では、上土別の川北地区を4つの最終的には法人化を目指すという組織化をすることによって、そういった経営を目指すということも考えておりますし、本市の事業といたしましては、今言われたような担い手の方にそういった経営感覚をしっかりと身につけていただくというような農業者の支援の学習会といったものも、これは農村塾という中ではやってないんですけれども、農業・農村活性化計画の全体のプログラムの中に置いておりますし、そういったことと連動しながら、収量アップも図りながら、経営もちゃんとしっかり見据えていけるような感覚を身につけていただくというような施策の展開をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 今、部長からお話あったように、特に麦については、過去の生産実績が極めて低かったということが原因だということはそのとおりだというふうに思っていますが、今本場に一定の麦もそういう指導のもと、今年度も前年もたくさんの収量がとれたということで、過去の生産実績の見直しの時期が来るとすれば、今の私たちの努力が大きく展開、いい方向にですね、過去の生産実績の評価が高まっていった、結果的には利益が多くなるということは理解できます。ぜひそういう土別の担い手のために、農村塾に一層そういう面も大きく取り組んでいただくことを希望したいと思います。担い手については以上で終わらせていただきます。

次の課題として、いろいろな担い手の支援策があります。たくさんあるんでありますが、その中で、特に就農啓発事業について2つの課題でお聞きしたいと思います。

今年、私たち総務文教常任委員会は大分県の豊後高田市で、ここは3万程度の人口でありましたが、農業が基幹産業であります。そこで、やっぱりその地域を大きく発展させる振興策としては、農業がもっと元気にならなければならない。そのために移住・定住就農支援策というものに取り組んでいて、私たち土別市が取り組んでいることを、これに似たようなことはやっ

ておりますし、特にこの支援策として特徴的だったのは、印象的には、相談窓口としてUターン・Jターン・Iターン、要するにまた農業をしたいと帰ってくる人たちのいろいろな形ですね、そういう支援を用意している。それから、住むための空き家バンクをつくるとか、これは庁舎挙げて、このことについては企画振興室が担当するとか、あるいは就農支援については農林振興課が担当し、それから遊休農地関係については農業委員会が担当するよと。それから、住むための分譲団地とか、あるいは公営住宅については建設課ですと。就労関係、特に誘致した企業に対しては商工観光課が担当するというので、そのために、定住・移住のために庁舎全体がそのことに何らかのかかわりを持っているという、そういう豊後高田市の移住・定住の取り組みでありました。

土別市は、そのことで東京や、あるいは札幌で就農の窓口といいたまいますか、どうぞ土別に来て農業を本格的にやりませんか、あるいは家庭、自分たちの食べる野菜はぜひ自分でつくりたいとか、あるいはゆっくり農村で暮らしたいとかという、そういう人たちを迎えるための東京、札幌での相談会があるかと思うんですが、実際全体の雰囲気というのはどういう状況なのか、まずお話しください。

委員長（山居忠彰君） 紺野主幹。

農林振興課主幹（紺野宏一君） 札幌、東京の両会場におきましては、就農相談のほかに農業学習体験エリア、農業者の年金基金、定年帰農フェアなどのコーナーがありまして、数多くの方々が来場しております。その中で、就農相談として土別ブースで面談した人数は、平成19年度では札幌会場が6名、東京会場が3名の計9名、平成20年度では札幌会場が5名、東京会場が6名の計11名が相談に来ております。

相談の内容といたしましては、これまで酪農の希望が多かったのが、最近では耕種農家の相談も増え、更には農業生産法人等で働きたい、農業学習体験をしたいなど、さまざまなケースがあります。また、札幌の相談会におきましては、羊の飼育に取り組みたいとのことで、ぜひ土別で法人等で飼育しているところがあれば就職したいなどの相談がございました。

このように北海道の農業に魅力と夢を持って訪れる方、現在サラリーマンらが将来は農業関係の仕事につきたい、農業の体験をしたい方など、年齢的にも学生から50代前半に至る幅広い方々と面談しております。また、ここ数年の状況では、この相談により面接した方の中で、農業生産法人に就職した方や現在農家で体験実習されている方も数名おります。今後におきましても、就農啓発事業によりまして、1人でも多く新規参入者の受け入れ促進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 今、札幌、東京での具体的な取り組みについてお話があったわけですが、加えて、土別で今本当にサフォークを中心として、これは全国的に今土別はサフォークということで売っているわけですが、そのサフォークに関して飼育をしたいとか、そう

というような方も出てきたということは極めてうれしいことであるんですが、担い手支援策でこの新規農業者の経営規模拡大とか、いろいろな研修制度、それから農家の受け入れ態勢、農村の女性活動、新規参入者ケア、就農からそういう過去ずっと一定の取り組みをしてきたんですが、過去振り返って、そのことによって今土別で具体的にどういう形で就農されてきたのか。就農者はどういうふうに、どんな方がどこでどういうようなことをやっているのか、特徴的なものがあれば、この機会にお知らせください。先ほど触れた部分もあるんでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 紺野主幹。

農林振興課主幹（紺野宏一君） 移住及び定住についての今日までの成果と見通しについてであります。本市ではただいま申し上げましたように、就農相談会や市のホームページ、更にはパンフレットなどを作成しまして就農啓発を行ってまいりました。そこで、これまでの成果といたしましては、例えば酪農家に新たに就農された方、道職員から農業を目指して現在酪農ヘルパーをされている方、あるいは農業生産法人に就職された方、更に現在農業を目指して実習されている方など、一定の成果があったものと考えております。また、本年11月から北海道担い手センターを通じて、静岡県から新規参入者として羊の飼育を始めた方もおり、こうしたことが本市の移住や定住につながっていくものであると考えております。また、今年夏場のみ、神奈川県から夫婦で農家に実習された方がおりまして、本市での就農意欲も高いことから、こうした方の移住促進を図るとともに、今後におきましても、土別の魅力を大いにPRする中で、新規参入者の受け入れ促進に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） ぜひそういう形で出てきているということは、私もうれしく思っておりますし、より一層力を入れていただければと思います。

次の項目に移りたいと思いますが、次期の中山間地域直接支払制度についてであります。

土別はこの事業を取り組んで、1年間取り組みはスタートがおくれたわけではありますが、今日、農業者にとっては極めて重要な事業として高く評価されておりますし、極めて人気の高い事業だと思っています。

この制度が来年で今の状況ですね、終わるといような見通し、そういう話で前段そういう状況でありましたが、この土別の取り組みの中山間地域直接支払制度の活用の方法として、集落連合でやる仕事と、それから地域が共同で取り組む仕事に大きく分かれているわけではありますが、その中で集落連合基金で取り組んでいる中で、暗渠排水というのは今大きな成果として評価されているんですが、この暗渠排水がこの事業がなくなることによって、もう終わるんだということになってはちょっと寂しいので、今これから農業者、何年か前にちょっとアンケートをとったかなと思うんですが、この事業で十分農業者等の暗渠排水は満たされたのかどうか。あるいはまだまだその農業者が土地改良、特に暗渠排水について希望が多いのかどうか、その辺についてどうでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 武田農林振興課主幹。

農林振興課主幹（武田泰和君） ただいま土づくりの中での暗渠排水対策事業につきましてありますが、毎年実施に当たりますとは、春に聞き取りを行ってございまして、その土地の事業量の取りまとめを行い、実施をしていっているところであります。そこで、土別市集落では、集落協定で他の事業費との関係もございまして、現在の対策期間であります平成17年度からの5年間の計画目標を延長で400キ口といたしてございまして、この分を面積で換算いたしますと約400ヘクタールの圃場での改善となるところであります。そこで、17年度から19年度までの3年間の事業の実施としては、面積で317ヘクタールの実績となったところで、そういったことから、現対策期間の計画400ヘクタールの約80%を現在の期間で達成している状況であります。

それで、個人の実施の希望ということで見ますと、現対策であります13年度からこの事業は始めたわけではあります、当初は事業量に制限を設けない、そういったことで取り組みを始めて、単年度においてはそういったことで事業量が增大してしまう。更には、そういったことで他の取り組みに影響が出るということもございまして、個人ごとの実施量にそういった中で大きな差も発生したことなどから、16年に土別市全体としてはこうしたことを平準化するために、集落での協議の結果において、個人ごとの毎年の実施延長を1,000メートルとする上限基準を設けて実施しているところであります。

そういった中で、聞き取りを行う際に、農家の中には1,000メートル以上の実施をしたいと考えられている方もいるわけですが、現在の実施においては、毎年毎年の希望に沿う形で実施をされていると認識しております。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） それから、次に、地域の取り組みであります、きのうも平野委員から耕作放棄地のことが出ました。中山間事業で地域の取り組みの中で大きく重要視されているのは、この事業で耕作放棄地はなくすんですよ、ちゃんと保全管理するんですよという、そういう目的も実はこの中にあるんですね。それで、土別はちょっと耕作されてない農地があるということはきのう明らかになりましたし、それから、これをこの中山間事業で保全管理は地域の取り組みとしてやらなきゃならんと、そしてまたやっているところもあるんじゃないかと思うんですが、この事業で保全管理している面積といたしまして、そういうものが具体的にあるのかどうかお願いしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 武田主幹。

農林振興課主幹（武田泰和君） 議員のお話の中で保全管理についてということではあります、現対策期間の取り組みが始まってからですけれども、協定農用地内において、離農等であっせんが困難となったり、または担い手が病気等で農業をやむを得ず休止すると、こういったどうしてもやむを得ない事情が発生をした際に、耕作放棄地とならないよう、平成18年に土別市集落全体で共同の取り組みとして農作業を継続して行い、そういったことで保全管理を行って

くということを定めまして、連合基金を活用できるようにして現在に至っているところであります。

そして、毎年これらの農地の確認という中では、現地調査確認を実施をいたしております。そして、適正に生産活動が行われていることをまず確認、または確認時に必要な農地への管理に対する指導も行ってきております。そういったことで、これまで地域の中において、農地を流動的に農業者みずからが管理をされているなどから、現在のところまでは集落全体の共同取り組み活動として、耕作放棄地の発生を防ぐ土別全体での活動の中での保全管理は実施していない状況となっております。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 耕作放棄地の保全、要するに管理、これは連合基金でやる仕事として位置づけされているんですか。

委員長（山居忠彰君） 武田主幹。

農林振興課主幹（武田泰和君） 連合基金の中でこれまでも第1期の中では対象農用地、その中でそれぞれの農業者みずからにおいて管理をしてきている。そして、2期計画が始まった中で、集落連合基金、保全管理においてその連合基金を活用できるよう、それを18年度に土別市集落全体の取り組みをつくりまして、それで現在に至っているということであります。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） わかりました。それでは、次の項目に移りたいと思いますが、日向の森林公園について何点かお伺いしたいと思います。

日向森林公園は、日向温泉のすぐ下にある森林公園であります。この公園は指定管理者で北ひびき農協がその管理を受け持っているんです。極めてきれいに管理されていて、いつでもあそこを通るたびにきれいになっているなという、そういう印象は持ちましたし、皆さんそう思っていると思うんですね。

そこで、せっかくのこの森林公園が、しかしきれいにされてはいるけれども、いつ行っても余り人はいない、車もない、ちょっと寂しい、そういう状況であります。過去、じゃあそこにあるバンガローが中心になるんですが、このバンガローがどの程度市内の人や、あるいは市外から入ってくる方に使用されているのかということは、私も資料を調べてみてわかりました。18年に小学生から中学生、一般の方も含めて314名でした。それから、19年度は小、中、一般の方を含めて188名、20年度はちょっと私もまだ調べておりませんが、わかりません。年々下がってきているという状況だと思うんですね。

そこで、私はこういうふうになってきているのを何とかやっぱり管理はできているけれども、さっぱり人が活用されていないということは、地元に住む者としては極めて寂しい思いなんです。これは管理されている北ひびきと、それを所有している行政が何らかの役割を分担して活用、もっと利用されるような方法、方策というのを考えてみなければならない今時期ではないかと

思うんですが、その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 武田主幹。

農林振興課主幹（武田泰和君） 本施設の利用の減少ということで、この要因といたしましては、長引く景気の低迷や燃料の高騰、またアウトドア志向には時代時代での流れもあったりするなどから、観光やレジャーを控えるといったことで減少してきていると考えております。

先ほど委員がおっしゃられましたように、18年、19年、そして20年についてはバンガローが176名という状況になったところです。そこで、今後の本施設の利用促進に向けては、利用者の中にはリピーターの方もおられると。また、こういうリピーターの方にも続けて利用していただけるよう、また新たな方々にも来ていただくためにも、本施設が有する静かで豊かな自然の魅力を発揮しながら、更には草刈りや清掃など適切な施設管理を行うとともに、隣接する日向温泉、そして日向温泉でのおいしい食事などの情報もあわせて、キャンプ場ガイドやツーリングの情報誌など広く積極的に今後PRを行い、利用客の誘引に努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） そういう方向でより一層PRをしてもらいたいと思いますし、私はあそこは、近くは今お話ししましたように日向温泉、それから日向のロッジもありますね。これは無料で使える。それから、春先にはシバザクラ、それから句碑がありますね。更に水車の会がつくっている水車もあります。そういうふうにして、あの日向一帯は極めて広大な面積にゆったりとした感覚で、ほかにそういうところがないような、そんないい場所だと思うんですね。

ですから、私はぜひ温泉の利用客増のためにも、夏の合宿とか、冬の試験研究の人たちの宿泊の場としても、これはやっぱりもっとPRすべきではないかと思うんですね。その辺も積極的にやることによって、日向全体が活気あふれる地域になっていくのではないかというふうに思うんですね。その辺もこれからぜひ取り組んでいただければというふうに思いますが、考え方があればお聞きしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 武田主幹。

農林振興課主幹（武田泰和君） 日向森林公園につきましては、キャンプなどのアウトドアを中心に昆虫採集やバードウォッチングなどが楽しめるとともに、バンガローも整備をされております。キャンプにつきましても、無料でキャンプサイトが利用できる。そして、すぐそばには日向温泉、また夏にはピンクや白い花が咲き誇る日向のシバザクラ公園がありますし、そしてその眼下には美しい土別の田園風景が眺望できるということで、見て、食べて、体験できるという各施設が整備されているところであります。

このようなことから、これら地域資源が有機的に結びつくことで、十分観光としての機能を発揮することが可能と考えますことから、今後、日向森林公園等各施設について、新たなホームページを作成するなど、さまざまな方法で情報の発信を行い、この観光振興に努めてまいり

たいと考えております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） ぜひそういう形が大きな成果となってあらわれることを御期待申し上げまして、私の質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長（山居忠彰君） 柿崎由美子委員。

委員（柿崎由美子君） 総括質問を行います。

通告の第1項目、国民健康保険資格証明書の交付及び状況につきましては、平野委員が既に同趣旨の質問をしておりますので、この質問は取りやめまして、次の質問に行きます。

土別市内事業所における雇用関係について質問いたします。

このことにつきましては、昨日も牧野委員も触れられておりますが、10月にはデイズー食品土別工場の閉鎖予告がありました。その前の9月にはホクレンショップの閉鎖、そしてまた前年度は中半産業土別工場の事業閉鎖がありました。そのほかにも土別の地場事業所の閉鎖が見られるなど、雇用環境は非常に狭められていることは明らかになっております。

デイズー食品につきましては、10月31日に全職員に解雇予告をしたとのことですが、このことにつきましては、行政も市長を先頭に、その善後策を真剣に取り組まれておりますことは、10月31日の代表者会議、また新聞報道などで承知いたしております。更には、昨日の牧野委員の最終質問に対する市長の答弁をお聞きしまして、行政の考え方が明らかになったので、私はデイズー食品の閉鎖に関連する事案について、多くの市民が極めて大きな関心を示していることでもありますので、市長の思いが実現しますように、更なる御努力を期待申し上げておきたいと思っております。

近年、景気低迷が長期化しまして、公共事業、民間住宅建設などが極端に減少しております。それに加えて個人消費の伸び悩みなど、非常に厳しい経済雇用情勢の中で、本市の平成19年度の企業の求人と、それに対する求職者の割合はどのようになっているかをまずお伺いいたします。

委員長（山居忠彰君） 高木商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 平成19年度の土別地域におけます求人、求職の動向についてでございますが、ハローワーク土別の労働市場調査に基づきます地元企業からの求人につきましては、年平均しますと1カ月当たり179人の求人となっております、この雇用形態につきましても、パート、季節、臨時など非正規雇用が全体の約8割を占め、残りの2割が正規の求人となっております。

一方、求職につきましては、1カ月平均で442人となっております、このことから、19年度の有効求人倍率は0.42倍で、約5人の求職者に対して2人の求人しかないという状況となっております。ただ、求職者の中には、求人企業の業種、職種、あるいは労働条件という関係から、求人があってもその仕事につけないということがありますので、実際の就職となりますと、

更に厳しい雇用実態になるものと考えております。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） また、この求人、求職の平成20年度の状況はどのようになっているのでしょうか。更に雇用の安定化対策としまして、市は今後どのような取り組みを進めていこうとしているのかお伺いいたします。

委員長（山居忠彰君） 高木主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 本年の求人、求職の動向についてであります。まず求人は4月から10月までの1カ月平均で203人となっております。これに対する求職につきましては、月平均385人となっており、有効求人倍率は0.53倍と、前年度同時期と比較し若干高い倍率となっております。この要因につきましては、野菜の食品加工業が本年創業したことや、既存の食品製造事業所の規模拡大等により、パートや季節雇用の求人が増えたものでありまして、正規雇用についてはほぼ昨年同様となっており、雇用の全体では依然として厳しい状況が続いているところでございます。

また、この雇用対策についてでございますが、まず企業からの求人については、ハローワークと連携し、市役所1階の情報コーナーや勤労者センターなど多くの方々が入り出りする場所に求人情報を配備して、適宜情報提供に努めておりますし、またこれまでも実施してまいりました新たな企業等が本市に進出した場合には、従業員の地元雇用が行われるよう積極的に働きかけたいと考えております。更に、雇用の安定拡大のためには、何よりも企業の経営の健全化が基本でありますことから、市の中小企業振興条例、企業立地促進条例による制度融資や助成事業とあわせ、国・道などの制度の活用促進を図りながら、雇用の安定化に努めてまいりたいと考えております。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 先ほどもお話ししましたが、景気が全国的に悪化している中で、これに加えてまた今、特に最近のアメリカのサブプライム住宅ローンの問題、また大手証券会社リーマンブラザーズの破綻などの金融危機が世界じゅうに広がっていると言われていますが、この地方にも金融危機の影響はあるのでしょうか、お伺いします。

委員長（山居忠彰君） 織田経済部次長。

経済部次長（織田 勝君） ただいまアメリカから起こった世界金融危機のこの地方への影響ということでございますけれども、この金融危機はここから更に世界の株安でありますとか、それから円高へと連鎖をいたしております、世界じゅうが金融危機だというような状況であります。そのようなことから、日本経済にもこの金融危機というものは大きな影響をまず及ぼしておるということになっております。

それで、北海道経済への影響ということについても、特に金融機関において株安というようなことから、有価証券を購入しているわけでありまして、その価格が下落したということで、銀行経営にも影響が出ているというような状況でございます。更に、円高なわけであり

ますので、自動車部品でありますとか、もろもろその機械のいわゆる製造業ですね、輸出産業、これについてはとりわけ大きな打撃を受けているというふうに新聞等でも報道されておる状況でございます。

そこで、この地方への影響ということであるんですけれども、100年に一度という金融危機でありますので、このことによって国内景気全体が失速なり、更には悪化ということでもありますので、地方の中小企業へも影響が出ているというふうに考えているところでございます。

そこで、ただ、地元の企業の関係なんですけれども、一番そこで肝心、大事なことは、銀行からその企業に対してスムーズに融資が行われるということであるというふうに考えるわけがありますけれども、このたび10月31日から国が安心実現のための緊急総合対策、これが実施されておるわけがありますけれども、この対策は原材料価格の高騰に対する対処もあるわけですが、この金融危機にも対処するというところで、6兆円規模の緊急保証制度が創設をされました。

この制度資金なんですけれども、本市の企業も、これは今まで対象業種が、これも対象業種は限られてはいるんですけれども、相当幅広い対象業種が該当になるものですから、本市の企業はほとんどがこの制度資金の対象になると。保証料が安い。更には企業が万が一倒産と、あるいは廃業といったような場合は、これまでの保証制度の多くは国が8割、それから銀行が2割保証するという仕組みになっておるんですけれども、この制度につきましては、10割全部国が保証するというようなことから、銀行にとっても、もちろん企業にとってもですけれども、非常に使いやすいというような制度になっておりますので、これは早急にまずその啓発をいたしてまいりたいと思っておりますし、市においても特別融資等の制度資金、更には中小企業振興条例による各種制度、これを設けておりますので、こういった対策を講じて中小企業の今後とも健全運営に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） わかりました。次にですが、季節労働者の通年雇用化を目指す取り組みの士別地域通年雇用促進協議会、これの19年度の具体的な取り組みとその経過をお聞かせください。

委員長（山居忠彰君） 高木主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 士別地域通年雇用促進協議会の取り組みについてでございますが、平成19年度に季節労働者通年雇用化のための新たな事業として、国において通年雇用促進支援事業が創設されたことから、ハローワーク管内の士別、剣淵、和寒の行政及び各団体による通年雇用促進協議会を設立し、各種対策を推進しているところでございます。

そこで、19年度の取り組み内容でございますが、まず季節労働者と企業を対象とした通年雇用セミナーを開催しておりまして、季節労働者向けは就職活動のアドバイスや就職選択の研修を行い、29名の方が参加しており、また事業所向けは通年雇用した場合の助成制度と新分野進

出等の知識のノウハウを習得するためのセミナーでございまして、63社が参加しております。また、通年雇用化の方策として、企業ぐるみでの移動就労が効果的なことから、栃木、埼玉県の建設業等を訪問し、冬期間も就労可能な道外での求人開拓を実施したところでございます。

また、季節労働者の通年雇用化に必要な高所作業車、小型移動式クレーンなどの建設機械の技能講習を実施し、25名の方々が資格を取得しているところでございます。更に、この取り組みの成果といたしましては、ハローワークの調査で19年度の通年雇用化数は22人となっており、この人数は18年度を12人上回っておりまして、協議会の取り組みもこの雇用増の成果に寄与したものと考えております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 協議会の取り組みがいい成果をおさめているということですので、また努力をされるようお願いいたします。

次に、市内の高等学校3校の平成19年度新規学卒者の就職状況はどのようになっているでしょうか。また、本年度現時点における内定状況、更にはまだ就職が決まっていない生徒の今後の地元定着に向けた就職促進の取り組みについてどのように推し進めていくのかお聞かせください。

委員長（山居忠彰君） 高木主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 市内3高等学校におけます新規学卒者の就職状況でございますが、まず19年度につきましては、就職希望者48人のうち就職した生徒は43人で、就職率は約90%となり、18年度と比較しますとほぼ同様の数字となっております。この就職地は、市内が21人、旭川が3人、札幌が8人、その他道内が合わせて11人となっております。また、本年10月末の内定状況は、就職希望者57人のうち16人の生徒が内定しており、内定率は28.1%で、前年同時期と比較しますと、内定者数で3人、内定率で約13%減少している状況でございます。

そこで、今後の取り組みについてでございますが、ただいま申し上げましたように、まだ多くの生徒が就職が決まっていないということから、今後、直接市内の各事業所に出向きまして求人開拓を行うとともに、新たな求人の申し込みがあった場合については、就職促進会開催の計画もいたしてまいりたいと考えております。今年ももう12月ということで、就職活動期間も少なくなっただけでありますが、この間1人でも多くの生徒が地元で就職できますよう、ハローワーク、高等学校を初め商工会議所、商工会など一体となって企業の求人開拓に努力してまいりたいと考えております。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） ただいまのお話の中で、地元で求人が少ないということもあるかと思いますが、旭川や札幌など市外に若い人たちが流出しているというようなことがうかがわれました。

2007年版士別市統計書によりますと、生産年齢人口は男性が6,600人、女性が7,156人、合計

は1万3,756人で、生産年齢人口の構成比率は58.8%となっています。老齢人口は男女合わせて6,763人、構成比率は28.9%となっております。この計数からも少子化現象による老齢人口比率が高くなっていることが読み取れます。今後、一層進行が予想される少子高齢化現象を考えますと、地元企業等生産活動の全般において労働力の不足が心配されるところでございます。本市におきまして、生産活動に携わる人口比率を高めるとすれば、老齢人口、高年齢者の力をかりなければならぬと考えますが、その対応につきまして市はどのようにしていこうとしているのかお伺いしたいと思っております。

委員長（山居忠彰君） 高木主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 高年齢者の労働能力活用についてでございますが、委員お話のように少子高齢化現象が進行しておりまして、労働人口の減少が見込まれますことから、国はこの不足を見込まれる労働力確保のためには、働く意欲のある高年齢者の能力を有効的に活用していくことが不可欠ということで、70歳まで働ける企業の普及促進に努めることとしておりますが、まずは65歳までの雇用機会を確保するということから、平成18年に高年齢者雇用安定法の改正を行っております。

この内容は、19年度から21年度までは63歳、22年度から24年度までは64歳というように段階を経て、最終的には平成25年に65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入もしくは定年廃止の3つのいずれかの措置を講じることが全部の企業において義務づけられているものであります。

本市の高齢化率は今年30%を超えておりまして、また、地元企業の若年者の確保は現在においても必ずしも十分とは言えない状況にありますことから、今後の労働力確保に向け、この制度が各企業において円滑に取り組みれますよう、ハローワークと連携し、この対応に努めてまいりたいと考えております。また、高齢者の労働能力を活用し、地域のさまざまな仕事を担われております土別市シルバー人材センターの取り組みについても、今後とも引き続き市の施設管理等の業務委託や、更に運営に対しても支援を行い、高齢者の方々が健康で生きがいを持って就労できますよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 市のほうでも全体的に高齢者層の労働能力の活用を考えておられることがよく理解できました。私は第3回定例会におきまして、サフォークランド土別としての取り組みとして、季節外繁殖による羊肉の安定供給や飼養頭数の増加に向けた対策など、羊によるまちおこしについてお伺いしたところであります。そして、その効果に大きく期待をしているところであります。

そこで、1つの提案ですが、元気な高齢者雇用でのまちおこしの参考事例として、高知県の馬路村を紹介いたしますが、この村は葉たばこ、水稻、そして木材を主産業とした村でありましたが、山村地域の中で人口の減少に歯どめがかからず、山村特有の過疎化が例外なく進んで

いっておりました。そして、高齢化率が非常に高いところです。

その馬路村は、農政の転換によりまして従前の産業が成り立たなくなり、残ったのは野生のユズだけであったということです。そこで、馬路村はこのユズを資源として活用することに着眼しまして、何とかユズによる本格的なまちおこしができないものかと村民が一体となって取り組みました。特に高齢者の労働力などを活用しながら、ユズの生産を初め、さまざまな加工品をつくり、販売を手がけるようになり、そして今ではユズの村として全国的にも一躍名前が知られるなど、一つのまちおこしの成功した村と言えるのではないかと思います。

私はこの馬路村の取り組みをヒントとしまして、サフォーク羊の飼養体制を市民の協力によって取り組むことができないか。例えば元気な高齢者の稼働集団を構成し、サフォーク羊を育てる運動というような取り組みができないものかを考えておりますが、どうぞこの見解をお聞かせください。

委員長（山居忠彰君） 佐々木農林振興課主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） お答えいたします。

サフォーク羊の飼育体制を市民や高齢者の方々に取り組むことはできないかということでございますけれども、サフォーク羊の振興につきましては、飼育技術の改善による良質な羊肉の生産と、更には首都圏での販路確保により、農家収益の向上に努めるとともに、広く道内外に土別羊として名を馳せることのできるブランド化の確立に向け、現在鋭意生産等の取り組みを進めているところでございます。

この羊の生産におけます飼育でありますけれども、まずは牧草などの飼料生産と、家畜でありますだけに毎日えさをやる仕事がございます。更に、毛刈りやつめ切りなど、更には小羊の出産作業もなっております。比較的軽微なものから重労働なものまで、あるいは分娩時期は夜間の寝泊まりがあるなど専門的な技術も必要とするなど、さまざまな作業があるわけでございます。

そこで、高齢者の方々による羊の飼育ということでございますけれども、まず何よりも重要な販路の確保をしっかりと行い、そのことによって増頭を計画しているわけでございますけれども、この増頭に当たりましては、今後農業者を初め多くの方々に飼育をしていただかなければならないというふうに考えてございます。ただ、このためには、ただいま申し上げましたけれども、特に出産などは難しい大変な作業でありますので、専門的な技術を有している方に従事していただくことが必要ですし、また、重労働であります飼料の乾燥等々の収穫作業では、大型機械を有している担い手に担ってもらおうといった、そうした作業分担を行うことにより、飼育方法も行うことが可能かと思われまます。多くの方々が飼育が可能となるように考えておりますけれども、今後そうした際には、比較的軽作業の肥育部門などについては、高齢者の方々に担っていただくことも視野に入れ、サフォーク羊の生産振興に当たってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） まだまだ元気な高齢者というのはたくさんいると思いますので、ぜひ取り組んでいってほしいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、一般会計から市立病院への繰入金についてですが、このことにつきましては、既に多くの議論がなされておりますので、重なる部分を避けて質問をさせていただきます。

平成19年度一般会計から病院会計に繰り入れた、その金額と主な内容とそれぞれの金額についてまず伺いいたします。

委員長（山居忠彰君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） お答えいたします。

平成19年度における一般会計から病院会計に対する繰出金、病院から見れば繰入金になるわけでございますけれども、その総額につきましては5億9,251万7,000円でございます。

この主な内訳でございますけれども、収益的収入で見ますと、大きく主なものとしますと7つの項目があるわけでございますけれども、救急医療の確保に要する経費で9,085万8,000円、保健衛生行政事務としての各種健診等に要する経費といたしまして2,480万円、コンピューターの賃借料3,818万8,000円、病院職員に係る基礎年金繰出金の公的負担に要する経費分といたしまして3,164万円、そして病院移転改築や医療機構に伴う起債の償還利子で8,948万8,000円、特殊医療に要する経費で3,590万3,000円、高度医療に要する経費で3,954万2,000円の経常的収入として合わせて3億8,475万7,000円を受けておりますとともに、資本的収入といたしましては、これは2つあるわけでありまして、看護師就学資金に要する経費で678万円、そして病院移転改築や医療機器購入等に伴う起債償還の元金分でございますけれども、2億98万円の合わせて2億776万円が資本的収入として受けております。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 今内容を伺っておりますと、病院の維持管理経費は繰り入れに入っていないようですが、そうなんですか。

委員長（山居忠彰君） 吉田局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） 今のとおりでございますが、病院の維持管理経費に対する繰り入れは受けてございません。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） そこで、今回、改革プランで新たな繰り出し基準をつくったようですが、病床を縮小した分の管理経費を一般会計の繰り入れでルール化は考えなかったんでしょうか。病院全体の管理費をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 吉田局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） 改革プランの新たな繰り出し基準に基づく繰出金につきまし

ては、現在、病院の建設改良費については、これに係る起債への元利償還金につきましては、3分の2を一般会計で、残りの3分の1を病院会計で負担してきたわけですが、新たな繰り出し基準につきましては、残りの3分の1につきましても一般会計のほうで負担する。更に、リハビリテーション医療に要する経費とか、高度医療機器リース料、療養病棟の運営に要する経費、そして不良債務解消の関係で、20年度末の不良債務の解消に要する経費分、そして公立病院特例債及び長期借入金の返済に係る経費について、20年度から新たに繰り入れる、こういった新たなルールを現在つくっているところですが、病床を縮小した分に係る管理費分につきましては、新たなルールにおいても今回考慮されてはいないわけですが、これら改革プランを策定する上において、新たなルールに基づきまして、経常収支そのものが黒字を求めていく。そうした中で、新たなルールに基づいた中で、こういったことが対応が可能だと。こういったことからしまして、病床を縮小した分に対する繰り入れは求めないという形で考えているところでございます。

そして、病院全体の管理費の関係でございますけれども、光熱水費関係におきましては、例えば市立病院ではA重油をたいておりますので、その燃料代で19年度決算でございますけれども、3,891万8,000円、更に電気料金として2,657万1,000円など、そのほかにも上下水道代とか、プロパンガス代、これらを合わせた光熱水費全体では8,383万1,000円となりまして、そのほかにも清掃経費で3,049万2,000円とか、警備経費、あるいはエレベーター保守料、これらを合わせますと、病院の管理費全体では約1億4,500万円になるものでございます。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 市立病院のピーク時と、それから現在の開設科数と医療関係者数をお伺いいたします。お聞かせください。

委員長（山居忠彰君） 吉田局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） 医師、看護師といった医療スタッフのピーク時と今との比較ということですが、病院の標榜科につきましては、現在の11科で、医師、看護師がピークでたくさんいたときと今とは11科で変わりはございません。また、各年の4月1日の比較で申し上げますと、常勤医師が最も多かった時期につきましては、平成12年、13年には29人の常勤医師がいたわけですが、そして、看護師におきましては、平成14年に183人の看護師がいたということで、ここが医療スタッフのピークになるわけですが、今現在11月段階で常勤医師が13人、看護師が133人ということでございますので、医師数で見れば半分以下の16人減、更に看護師についても50人の減、こういった状況になっているところでございます。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 今のお答えの計数で考えますと、病院の経営に必要な建物面積などに余剰が生じるのではないかと考えられますが、もしその場合、余剰が生じた空きスペース及び転

用して使用しているというスペースがありましたら、そのようなところはその実態はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

委員長（山居忠彰君） 吉田局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） 今の市立病院につきましては、昭和62年に建設したものでありまして、一般病床が240床、それに精神神経科病棟で67床の合わせて307床体制で開設したところでございます。その後でありますけれども、平成15年に精神神経科病棟を廃止し、療養病床30床に改修してきたところでございます。

そこで、空きスペースについてでございますけれども、平成16年11月に産科を中止したこと、更に19年4月からは小児科の入院を取りやめたことに伴いまして、3階東病棟に空きスペースが生じました。ただ、これらの空きスペースにつきましては、医療情報室とか、医療機器管理センター、栄養相談室、研修室、更には女性医師確保のための休憩仮眠室、あるいは医師、看護師の過重労働抑制のための休憩仮眠室などとして活用しているわけでございますけれども、そのほかにも今現在は空きスペースを持っているといった状況でございます。

また、今年の3月の終わりごろから、病院食堂につきましても営業中止になるとともに、5階の病棟につきましても、病棟の見直しの中で、この8月から5階病棟は西、東を合わせて100床あったわけでございますけれども、それを60床体制ということでありまして、40床につきましても空きスペース、こういった状況にはなるかと考えてございます。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 今お答えいただきました空きスペース、それから転用している部分の、その管理実態と管理費がわかりましたらお願いいたします。

委員長（山居忠彰君） 吉田局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） お答えいたします。3階東の空きスペースにつきましては、パイプゲートで遮断するとともに、5階の休床している部屋の40床につきましても、ストッパーを取りつけてふだんは使用できないようにしているところでございます。また、電気もつけていない、こういった状況にありますし、室温の管理でございますけれども、これにつきましても温度調整用バルブを一時的に取り外す中で、温度を上げることができないようにしているところであります。

更に、病院食堂でございますけれども、ドアにかぎをかけるとか、暖房についても完全に止めている状況でございます。こうしたことで、額的に幾らかということはちょっと把握してございませんけれども、管理経費につきましては極力抑制している状況にでございます。

なお、医療情報室とか、医療機器管理センターなど転用している部分でございますけれども、こういったものの管理費につきましては、光熱水費、清掃費などがかかりますので、病院全体とこの部屋の面積での案分計算での試算でございますけれども、およそ270万ほどかかっているといった状況でございます。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 現在、緊迫している財政状況を考えますときに、このような部分の有効活用をこれからの経営戦略として考えていかなければいけないと思いますが、そのところはいかがでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 吉田局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） これまでにも、例えば3階東の病棟につきましては、空きスペースができるといった段階で、例えば老人保健施設への転換といったことについても検討したことがございます。しかしながら、施設基準が適合しないことから、特に廊下幅が基準に合わないということで、もしこれを老人保健施設として活用するとなれば、廊下幅を基準に合わせるためのいろいろな改修経費がかかることとか、改修することによって入居者そのものも少なくなる。こういったことから考えまして、採算面で相当な課題が残るとということで、こういったことについては断念した経過がございます。

また、現在この3階東につきましては、一部活用しているわけでございますけれども、今後とも何か活用の手だてはないのか、こういったことは常々考えてまいりたいと考えてございます。また、食堂の関係でございませけれども、経営的には厳しいということで、今あいているわけでございますけれども、利用者の利便のことも十分踏まえていく中で、何か方策を考えていきたいと考えております。

なお、5階東の休止している40床の病床の関係でございませけれども、この40床につきましては、医療法上の付加病床の一部でございませるので、今後医師等が確保された段階では利用していく考えでございませるので、他への利用といったことは全く今のところは考えていない、こういった状況でございませ。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 何とかここが有効に活用できればと思いますが、わかりました。

では、最後になりますが、公立病院に共通しているところで、本当にお医者さんがいないという、医師不足について、市民も心配もし不安に感じているところですので、士別市における医師対策について取り組んできた内容と成果をお聞かせ願います。

委員長（山居忠彰君） 吉田局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） 先ほども申し上げたところでございませけれども、医師は平成13年には29人いたわけでございますけれども、その後、例えば平成16年に新たな医師の臨床研修制度が始まったことによりまして、医局そのものも医師が少なくなってきている。そういった余波が私どもの市立病院にも影響を受けて、今現在13人体制といった状況になっているわけでございます。これまでも大学医局に対しては、医師の派遣を幾度となく要請してきた、こういった経過があるわけでございますけれども、大変医師の確保は難しい、こういった状況でございませ。

しかしながら、市民の医療の確保とか、あるいは病院の経営の立て直しといったことを考え

たときには、医師の確保は極めて重要な課題でもあるわけでございます。このため、市と病院が一体となって医師、更に不足している看護師の確保のために、行政報告でも市長からも申し上げたところでございますけれども、この10月に医師、研修医、看護師確保対策プロジェクトチームを立ち上げたところでございまして、このチームの本部長として相山副市長、更に副本部長としまして瀧上副市長、あるいは吉川病院長、本部員にも澤谷副院長とか山田副院長などの病院スタッフ、そして総務部の企画が中心となるスタッフを交えてこういったプロジェクトチームを組織したわけでございます。

このプロジェクトチームの中での具体的な取り組みにつきましては、例えば医師や看護師に関して、市民や、あるいは市職員から情報提供の依頼を求めるとともに、得られた情報につきましても分析を図ることとか、あるいは招聘交渉を行うこと、関係機関への訪問、医師や看護師募集のための市あるいは病院ホームページの看護師、医師情報の掲載ですね。あるいはインターネットを活用して民間の医師求人広告の活用とか、医師、看護師確保に向けたパンフレットの作成、あるいは医師確保のための奨学金制度とか待遇改善、こういったことについても検討していくとともに、他自治体で行っている医師確保に関する各種制度の研究、こういったことを今このプロジェクトチームの中で取り組んでいるところでございます。

そこで、成果ということでございますけれども、まだ大きな成果が得られているわけではございませんけれども、市民からやはりいろいろな情報をまず求める、こういったことが極めて大事だろうということで、市民からの情報を求めているところでございますけれども、まだまだ情報そのものが不十分である。こういったことにもなるわけでございますので、不足している、こういった部分があるわけでありまして、さらなる情報を市民の皆さんから求めていく中で、やはり病院としても最大の課題、医師の確保、こういったことにつきましては全力を傾けてまいりたいと、こういうふう考えているところでございます。

以上であります。

委員長（山居忠彰君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） なくてはならない病院ですので、どうぞ御努力をよろしくお願いいたします。

最後の通告にありました一般会計における不納欠損金につきましては、既に論議されておりますので、この質問は取りやめまして、私の総括質問を終わります。

委員長（山居忠彰君） これにて総括質問を終結いたします。

昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時39分休憩）

（午後1時30分再開）

委員長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続行いたします。

これより各会計の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。一般会計については、歳入を一括審査し、次に歳出を款ごとに審査することとし、特別会計については、各会計ごとに歳入歳出を一括して審査する方法にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

それでは、認定第3号 平成19年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査願います。初めに、歳入から審査をいたします。

第1款市税から第21款市債まで、一括して御質疑ございませんか。田宮委員。

委員(田宮正秋君) 1点ですね、いわゆる行財政改革大綱実施計画の中で、市税などの徴収率の向上対策ということで5点が上げられているんです。そういった中では、悪質滞納だとか、そういうのが出てくるんですけども、普通一般我々よく市民から相談を受けるのは、例えば国民健康保険税ちょっとたまっているから払えないんだと。もうお金がなくて払えないんだという相談を受けるんです。そういうときには、僕らはそういう方に話すのは、お金がなくても人間というのは誠意というのがあるんだから、だから何月何日何時に行きますと、来ますと、そういうふうになった場合においては、居留守を使わないで必ず出なさいと。そして、今の自分のこういう状況で払えないんだと、そういうことを誠意を持って話なさいと、そういうような対応をとってるんです。ですから、そういうのは別に払えないんだけれども、悪質だとか、そういうふうにはなりませんよね。

そういった面で、ここで言われている悪質滞納者と呼ばれる滞納者の実態と、その対応と、行政改革5項目における検討状況について、まずお伺いいたします。

委員長(山居忠彰君) 沼田税務課主幹。

税務課主幹(沼田浩光君) 初めに、行財政改革大綱実施計画推進状況におけます市税等の徴収率向上対策の記載中、悪質滞納者という言葉を使っております。この言葉が適当であるかということの検討をした結果、誠意の見られない滞納者との表現への変更を現在要請中であることを御報告申し上げます。

御質問の誠意の見られない滞納者とする判断基準についてであります。その実態については、市税等収納対策推進本部では、極めて生活が困窮しているなど相当の理由がある場合に適用となります。地方税法上の緩和措置に該当していない、すなわち一定の収入があるにもかかわらず、50万円以上の累計滞納税となったものを対象として審査会を開催してございます。また、その実態につきましては、個人で101件、法人8件の109件、滞納税額で5,692万3,646円となっております。市税総体の収入未済額1億338万5,822円に対し約55%を占めている実態にあります。

この対応についてであります。決算審査におきまして御説明したところであります。本

来地方税法上では、税の納期が到来をし、未納の場合、督促状が発布された10日後には滞納処分をしなければならないとあります。しかしながら、本市におきましては、4回にわたる催告書を送付する中、納税相談によりあらゆる滞納となった原因を調査、確認をしながら、各種対応策を講じておりますが、こうした呼びかけにも一切応じることなく、更には納税も一切しないで一定の収入がある、いわゆる極めて誠意に欠ける滞納者が109件中37名おります。こうした結果、税負担の公平性といった観点から、19年度におきましては、個人で7件、法人3件、合わせて10件の債権及び不動産の差し押さえを実施したところであり、残る27件につきましても、現在滞納処分を検討中であります。

また、行財政改革大綱におけます徴収率向上の5項目に対する進捗状況であります。1点目の徴収率向上の強化につきましては、休日、夜間における納付場所の確保等によった利便性の向上を初めとして、各種徴収率向上に取り組んでいるところであります。次には、滞納者の氏名公表といった点であります。これにつきましては、対策本部会議の中で住民の秘密保護といった観点から、実施をしない方向であります。次には、滞納者に対する法的措置の実施についてであります。税法上の緩和措置、更には滞納処分とも従来から実施をしており、更に納税相談や精度の高い各種財産調査の実施に加えまして、官公庁オークションへの参加等を検討中であります。更には滞納者に対する行政サービス制限の検討とありますが、各種の状況としましては、市営住宅の入居を初め保育所、各種介護サービスに至るまで制限を行っているところですが、この道北地方の景気回復の兆しが一向に見えてこない現状のもとに、一定の市民生活を確保するといった観点から、行政サービスの制限を強めることはなじまないとの判断をしているところであります。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 決算意見書を見ましても、いわゆる不納欠損6,355万のうち、生活困窮者というのが4,800万いるんですね。それは悪質な滞納ではないと、そういうふうに理解してよろしいですね。

委員長（山居忠彰君） 沼田主幹。

税務課主幹（沼田浩光君） そのとおりであります。生活が困窮する中、精いっぱい納税に応じてくれていると。その結果、残念ながら完納には至らなくて、一部滞納税が残ったといった点であります。

以上です。

委員長（山居忠彰君） そのほか歳入全般にわたり御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、歳出の審査に入ります。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。斉藤昇委員。

委員(斉藤 昇君) 成果報告書の12ページにかかわる問題で、新エネルギービジョンの策定事業というのが19年度の新規の事業として行われました。今年の2月にはこれが完成されて、そして配られたところでもございます。これは財源は667万8,000円はその他のところですから、一般財源は4万6,000円しか使われなかったわけでありましてけれども、この新エネルギービジョンのつくられた背景と、それから補助がこれだけどんと出されたのはどういうルートから出されたのかということ。

そして、これらは立派なものができ上がったんだけど、19年度につくられて、今年は20年度なんだけれども、これらがどういうふうに生かされてきたのか。これらにかかわる新エネルギービジョンを具体化するための組織がきちっとつくられて、これらがどんな活動を例えばなされてきたのか。そこら辺も含めてお知らせをいただきたいと思うんです。

委員長(山居忠彰君) 林企画振興室長。

企画振興室長(林 浩二君) お答えいたします。

士別市新エネルギービジョンの策定に関しましてのお尋ねでございます。まず、この計画策定に至った経過でございますけれども、申し上げるまでもなく、地球温暖化の問題やエネルギー資源の問題、地球全体に大きな影響を及ぼすということで大きな問題とされております。それで、今現在、市民、事業者が使っている電気、ガス、灯油等について、これらを新しいエネルギーに活用できないのかといった検討が必要だということで、このエネルギービジョンの策定をいたしてきたところでございます。

お話のとおり、この策定に当たりましては、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOというところの補助を受けまして、基本的には100%の補助でありましたけれども、決算ベースで約4万6,000円の一般財源が出ましたけれども、667万8,000円の補助金を受けまして事業を行ってきたところでございます。

この策定に当たりましては、北大の教授を筆頭に、市内の関係機関、例えば商工会議所ですか、士別林産協同組合、あと士別建設協会、日甜の所長さんとか、消費者協会の代表の方、それぞれ11名の委員さんに参画していただきまして、この間4回策定委員会を行ってきたところでございます。特に11月下旬には、いわゆるこういったエネルギーの先進地と言われております十勝方面に視察という形で、委員さんともども視察を行ってきたところでございます。

そこで、策定したこの計画をどういった形で生かそうとしているのかということで、基本的にはこの計画書につきましては100冊印刷したわけでございます。市庁内組織はもちろん、議会のほうにもお渡ししておりますけれども、あとは関係しております市内事業者のほうにもお配りいたしました。更には、こういったダイジェスト版を1万部作りまして、市内全戸に配布したところでございます。

それで、このエネルギーを用いた今後の展開ということでお尋ねがございました。私ども新エネルギービジョンの策定の中で、土別市における可能性といたしましては4つ御示唆をいただいたところでございます。いわゆるバイオマスの関係で申し上げますと、森林系のバイオマスについては、土別市内における賦存量からして、こういった代替エネルギーの可能性あるんじゃないかということが1つ示されました。あとはバイオマスでいいますと、生活系といたしまして、廃食用油を自動車の燃料として利用することも可能じゃないかということで、今現在環境生活課のほうで取り組んでいる取り組みでございます。あとは雪氷熱ということで、雪を生かした野菜の貯蔵等について、こういった取り組みも可能じゃないかということが示されました。あとはもう一つ、クリーンエネルギー自動車、この車については自動車会社のほうで取り組んでおりますので、こういった自動車を導入すれば新しいエネルギーへの転換になるんじゃないかということで示されたところでございます。

あと具体的に1つ、17年に朝日町と合併いたしまして、市内には木材産業というんですか、いわゆる昔で言う木工所があります。そこから出る例えば木くず、かな、あとは搬入されて製品にならない端材等について、そういったものを2次利用して新たな燃料にしてはどうかといった検討が今現在、市内の事業者のほうにおいて進められております。ただ、事業ベースまで持っていけるかどうかについては、いわゆる安定した供給先が確保できるかといった問題も抱えておりますので、私ども政策会議の中でも、庁内の各部局の中で、こういった活用ができるかどうかも含めて今後検討に当たってまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、朝日町の合併特例区事業について若干お尋ねしたいと思うんです。

その中でも、1つには、農産加工実習施設の運営についてでございますけれども、この成果報告書にも出ておりますけれども、利用日数が260日だとか、あるいは年間の利用者が1,359名というふうに出ておりますけれども、これらはそのうち町外が177名ですから、ほとんど地元の人たちが利用なさっていると思うんだけれども、主に製品化されたり、それから個人で自家用でつくったりもしているんだけれども、主な事業内容について、つくられているものはどんなものがどれだけつくられているのかなんていうことも含めて、この際明らかにしていただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 川村経済建設課長。

経済建設課長（川村慶輔君） お答えいたします。

朝日町農産加工実習施設で主に取り扱われている加工品等はどのようなものかという御質問だと思います。農産加工実習施設につきましては、あくまでも自家消費のための加工というのが第一前提の目標となっております。それらの目的でつくられているものにつきましては、多種多様つくられておりますので、原材料でお答えしたいと思うんですけれども、豆腐等に使用しております大豆、これが19年度実績で2,443キロというようなことになっております。そ

れから、あんとか羊かんもつくられたわけですがけれども、小豆が687キログラム、それから白米、これは主にこうじがつくられるわけなんですけれども、2,248キログラム、それから赤飯、製粉、三五八等に使われておりますモチ米が年間500キログラム、それから菓子パン等もつくられているわけですがけれども、小麦粉が1,227キロ、そのほか農産物、カボチャが2,054、ジャガイモが1,197とスイートコーンが177キロ、特に多いのがトマトジュースの加工が多いわけなんですけれども、7,356キロと。その他山菜等がつくられておりますけれども、手元に資料ありますけれども、もし必要であれば後ほどお渡しをしたいというふうに思っております。今申し上げたのが主な加工原料というふうになっております。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 相当な原料も使われているから、利用もここに書かれているように260日という、相当な日数が使われているんだけど、これはこの加工所で作られたものが製品として売られるなんていうことにはなっていない施設なんでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 川村課長。

経済建設課長（川村慶輔君） 前段申し上げましたように、自家消費が基本原則になっておりますので、ここでつくられたものについては商品としての販売はできないということになっております。仮にここでできたものを商品化したいということになれば、既存の三栄アグリというのがございますけれども、そういった農業法人等で加工場を立ち上げて製品化することは可能というふうに考えております。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 賃金なんかも支払われているわけだから、男の方で指導員というんですか、管理運営に責任を持っている方、この方が大体いろいろな指導に当たられたり、機械の維持管理、こういうものを全面的にやられているのか。それから、それぞれの利用された方々が管理運営なんか洗ったりなんかして全部、消毒はするかどうかわからないけれども、熱湯処理なんかもするんだろうと思うけれども、そういう点では、利用者と管理運営に当たっている方との責任の度合いというのはどういうふうになっているんですか。

委員長（山居忠彰君） 川村課長。

経済建設課長（川村慶輔君） 管理人の位置づけですがけれども、あくまでも施設管理というのが第一前提になっております。あと加工機械の操作方法、これを指導するというようなのが管理人の主な仕事というふうになっております。ただ、中には初めて来られる方で、加工のやり方というか、レシピ等もなく、つくり方もわからないという方につきましては、管理人が指導するというようなことも行っております。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは1人でも2人でも、市民の方なり利用したいという方が原料を持っていけば利用をさせていただけるものなんですか。

委員長（山居忠彰君） 川村課長。

経済建設課長（川村慶輔君） 基本的にはどなたでも御利用できます。ただ、当日、いきなり原料を持ってこられて、これをつくりたいと言われても、加工所等のスケジュール調整等もごさいますので、そういった面につきましては、できる限り前日までの申し込みをしていただくというようなことが原則になっております。

委員長（山居忠彰君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 管理運営について、一番気をつけられていること、例えば問題は食中毒の発生なんかあったら大変なことだというふうに思うんだけど、どんなことを気をつけられて、今までそういったような事故的なことは、派生していくようなことはなかったのかどうか。この点いかがですか。

委員長（山居忠彰君） 川村課長。

経済建設課長（川村慶輔君） おっしゃるとおり、食品等を扱うものですから、衛生上には非常に気を使っているというようなことでありますけれども、加工所をつくったときのエピソードというのがありますけれども、何でも真空パックすれば長持ちするというような誤解等もありまして、逆に嫌気性のものを好むというような食品で、せっかく真空包装したんですけれども、腐ったりとかというような事件と申しますか、事故はあったことはありました。ただ、それが市中に回って食品の害を受けたというような例はございません。

委員長（山居忠彰君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 管理運営に当たる方が雇用されているんだけど、この方がいなくて、利用者が勝手にといいますか、利用者が持ち込みをして、利用して、片づけてさっと帰ると、そういうようなことというのは年間にどのくらいあるものなんでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 川村課長。

経済建設課長（川村慶輔君） 管理人がいなくて、勝手に加工するというような状況にはなっておりません。常勤の管理人が休み等の場合には、別の非常勤の職員を張りつけるというような仕組みになっておりますので、管理人不在の中での加工ということはありません。

委員長（山居忠彰君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 例えば、利用者がグループならグループで、利用グループといいますか、そういう人たちが今日は斉藤のグループが使うと。だから、斉藤のグループが管理運営に責任を持つと。この次は牧野グループが次の日は使う。だから、管理運営は牧野グループだと。その次の日は小池グループが使うから、小池グループは管理運営の責任を持つと。こういうようなことというのは、もしやられるとしたら、朝日でのこれまでの経験からいってどうお考えになるでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 川村課長。

経済建設課長（川村慶輔君） 今までも加工研究グループ等が加工所を使っているいろいろな工夫の中で、新たな加工品の開発というか、勉強会を開きながら、学習会を開きながらつくって

たという経緯もございますけれども、前段申し上げましたように、あくまでも自分で持ってきた自家野菜等を自家消費するための施設ということなものですから、あくまでもそこでつくられる上で、つくる方の責任において加工していただきたいというのが朝日加工所の趣旨になっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 基本的に今、川村課長が言ったような中身なんですけれども、今、斉藤委員さんおっしゃるように、そういったグループで管理体制はどうなのかというような、今までは今言った加工研究会というグループがありましたけれども、そういった任せ方をしてこなかったというようなこともございますし、これからそういったグループができたときに、じゃグループに任せて管理をしていけるかというような形になりますと、いろいろな食品の安全性の問題だとかというものがございまして、現段階ではまだちょっと検討した経緯がございませんので、ここではできるとか、できないというような部分については、いろいろとまたどういった問題が発生するかというようなことを検討の上で判断せざるを得ないというふうに思っています。

委員長（山居忠彰君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 私は朝日でやっぱりこれまで随分管理運営含めてやってきたやつで、これはやっぱり機械の洗浄一つとってみても、一貫性のある問題だと思うんですよ。今日はこっちの人がやって、あしたはあの人やってというような、そうすると責任の度合いというのがだれが負うのかというふうになってくるわけですよ。

そこで、土別の農産加工施設が来年オープンするわけだけれども、土別は朝日のような管理体制にはしないと。私が今言ったようにグループなり、利用者協議会をつくってやるんだとおっしゃっているんだけど、これはそういうふうに皆さんに言っているようだけれども、この管理運営の体制というのは、はっきり言って今利用される方たちに加工施設ができたらどうなるんでしょうと聞かれたときにどういうふうに答えているわけですか。どういうふうに管理運営体制を持っていこうとしているのか。この点いかがでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） 今年じゅうに完成して、そして来年4月から本格的に稼働させようという土別市の加工施設なんですけれども、今、委員おっしゃられたとおり、これにつきましては農産加工の準備委員会から設立委員会に変わった方々に今のところ指定管理をお任せしてやるということで、その人たちが基本的には当番制をとりながら、今言われたように使う中の設備については、基本的には使われる方、3人以上のグループを組んで自主的に使っていただけるような形をとっていこうというのが基本姿勢であります。

ただ、今、委員おっしゃられたとおり、初めてのそういった使い方でありまして、朝日の城守支所長のほうから答弁ありましたけれども、朝日でもいろいろ加工をやってきた中で、そういった使い方をしてないということがありますので、極力は市民の方が自主的に運営していけ

るといった方向を何とか組み立てるようにしてやっていきたいと考えております。

ただ、言ったように、食品の安全性ですとか、健康にかかわる部分がございますので、いろいろ検討していった結果、ちょっと問題があるなといったときには、土別も将来的には販売できることも想定してということですが、当面は自家消費ということが中心でありますけれども、そうであっても直接食品というのは口に入って健康にかかわるものですので、そういった危険性がないような形でやっていけるように組み立てをしていきたいというふうに考えております。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは1回もしその施設でそういうことが起こったというのは、これはもうひどいコストが高くつくものですよ。信頼性の問題を含めてね。だって、今外国から輸入の米の問題で、例えばうちの加工施設のすぐる食品なんかえらい風評被害ですね。入っていたという、すぐるで使っていなかったのに、使っていたようなことを言って、だからもう農林水産省からわび状が出たからといったって、すぐ解決する問題じゃないですよ。

だから、私はコストが若干高くついても、このところはやっぱり腹を据えてやっていかないと大変な、土別はサフォークで売り出そうとか、牛よりもサフォークのほうがというようなことをやったり、しずお農場も一生懸命やっているということなだけに、私はやっぱり真剣にこういうことは考えて運営に当たっていくようにぜひすべきだと。

それと同時に、朝日の管理運営の責任を負っている人にも来てもらって、なれるまでこれは指導してもらったりすると言うんだけれども、ここはそういうふうになっても、朝日のほうとしては支障はなくやることができるのかどうか。この点はいかがなんでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 城守支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 技術協力につきましては、こちらが落ちつくまでにうちの指導員がわかる部分については、機械の操作等々については指導ができるかと思えます。ただ、これも出向きますと、その分につきましてはうちの非常勤の者がその穴のあいた分についてカバーするというような形になりますので、うちの業務についてはさほど支障がない形の中で進められるというふうに考えております。

委員長（山居忠彰君） 相山部長。

経済部長（相山佳則君） 土別にできる施設について、そういった自主管理を基本とするという中では、万が一事故があった場合には、かえってコストが高くつくというお話でございますけれども、原材料等々については、それぞれ自家消費ということでもありますので、それぞれ使うグループの方に責任を持っていただかなければならないということがありますけれども、先ほど委員おっしゃられたとおり、施設の使った後の後始末をその方々に任せっぱなしにして、次の方々が来たときには前の方がやった後を使うんだということではなく、そういったある程度の洗浄だとか、そういったこともいろいろ自分らでやっていただくような形をとったとしても、その仕上がりがしっかりしたものになっているかどうかといったような点検をしていかなければ

ばならないと思いますし、最終的にそういったことも含めて、今言ったような自主管理ができるかできないかということも含めて、今御提言がありましたことをしっかりと気持ちの中に置きながら進めていきたいというふうに考えています。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、朝日で行われている岩尾内の湖水まつりでございますけれども、これは全体の事業費が584万5,000円、これは市の補助額なんだけれども、これが全体の事業費になるのでしょうか。歌謡ショーだとかなんとか、そういうものは券が売られたりとか、実際のお祭りの予算決算というのはどういうふうになっているものなんでしょう。

委員長（山居忠彰君） 城守支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 岩尾内湖水まつりにつきましては、旧朝日町の時代から朝日町の観光振興というような一環の中で、40数回の歴史ある祭りになっております。残念ながら、岩尾内ダムが完成して間もなく、全町民がほとんど入るような中で観光協会が設立されまして、その後、その入っておいりました観光協会の会員、町民の皆さんが余りメリットがないというような形で、これは町の観光の目的等々の説明も不十分だったというような点もあるかと思っておりますけれども、そういったことで観光協会の会員がどんどん抜けていくような中で、そういった自主財源が運営するに当たってほとんどなかった。ただ、そういった中で、朝日町の観光振興というような形の中では、岩尾内を抜きにしてはないというような形の中で、ほぼ全額町が持つ中で進められてきた中身がございます。

ただ、そういった中でも、花火の部分については、やはり自分たちが自主的に財源を見つけてというような形の中で、地元の企業等々の支援を受けながら花火を上げていったという状況がございます。ただ、この花火のお金も18年度でお金がなくなったというか、不況というような状況もあって、そんな関係で19年度につきましては花火を取りやめたというような経緯がございます。そういった中で、19年度の事業費に当たりましては、若干の繰り越しがございますけれども、全額市の補助金になったというような経過がございます。

そんな中でも、旧朝日町と土別市が合体した中で、現在まだ観光協会が2つに分かれているわけですが、やはりこの観光行政を一体となって進めていくというような形の中では、観光協会の合併という形も話がされているところなんですけど、いろいろと観光協会の問題だとか、いろいろな部分でまだ合意に達するまでにはいってないんですけど、ただ、その事業をやっていく中では、やはり全額行政が持つというようなことには問題がありますというような形の中で、本年度からまた自主的に観光協会としても企業を回ったり、戸別募金等々を集めまして、今年度につきましては一定程度の募金があったという形の中で事業が取り組まれたというような状況でもございます。ただ、19年度の事業に関しましては、ここの決算にありますとおり、ほぼ全額が行政のお金でもって湖水まつりが行われたというような状況になっております。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（斉藤 昇君） これはそうすると、今のお話では、初めのうちは力もあったから、観光協会にもお金があったりしたから、全部が町費の支出ではなかったというふうに受けとめていいのかということと、それから、これは呼んできたりなんかする、例えば歌謡ショーなんかは387万円ほどかかっているけれども、こういうものも全部もうこの中から賄って、一切券を売ったり何かはしないでやっているということなんですね。岩尾内の往復のバスだとか、そのバスも出したりする、これらも無料でやっていると思うんだけど、そうすると、例えば土別の観光協会には250万の補助を出している。朝日の観光協会にも233万ぐらいの補助は出してますよね。そういうことを考えると、やっぱり自分らの町のイベントだから、そういう工夫も支所長はしていく必要があるとおっしゃったけれども、それはやっぱり必要なことではないかと思うんですよね。

ただ、相当大きなイベントだし、土別なんかからも結構行ったりもしているんだけど、やっぱり比較するわけですよ。全部が市費でやるというのは、これはいかがなものかというのは、天塩川まつりでありますとか、産業フェアだとか、土別でやっている実行委員の人たちの中からも聞こえてきたり、自分たちもお金も参加するんだという、そういうものもやっぱり醸成していかないとならないんじゃないかと。これから財政の厳しさだとか、福祉だとか、さまざまところが削られていくところですから、こういうものも一定見直しを考えるべきではないか、こう思うんだけど、全体が実行委員みたいにして、観光協会が主体で、あるいは岩尾内湖水まつり実行委員会というふうにつくってやっているんですか。40何回やっているわけだから、やっぱりそれはもう継続的なものでつくるべきだというふうに思うんですよね。その点をお答え願いたい。

例えば20年度でいえば、花火はやっぱりあったほうがいいというふうになって、地元からも少し集めたらどうだということで努力されて、集めて花火もやられたようなんだけど、しかし、地元で集めたのだったら、こっちの補助金は、それは返しなさいと言って戻さざるを得なかったというようなお話だけでも、そういう努力をして予算があれば、来年に地元で集めた分は若干ストックをしておいたり、力をつけていく、そういうふう運営をしながら、徐々にそういう、いきなりなくすというのではなくて、そういう見通しを持った運営や開催を心がけていくべきではないか、こう思うんだけど、再度答弁を求めておきたいと思うんです。

委員長（山居忠彰君） 城守支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 斉藤委員さんおっしゃるとおりでございます、合併特例区といたしましても、岩尾内湖水まつりにつきまして、実行委員会を立ち上げてやっています。主体的に観光協会が事務局を持ってやっているというようなことなんですけれども、事業費のあり方につきましては、平成19年度は先ほど申し上げたような形ですけれども、20年度につきましては、やはり自主財源を求めるといような形の中で、観光協会とか実行委員会としても、岩尾内湖水まつりの実行に当たっては寄附を集めて歩きました。

そんな中で、幾ばくかの寄附が集まったんですけれども、今年の中身がありましたので、今

年の状況を申し上げますと、そういった中で寄附金が集まって、補助金を返せと言ったわけではなくて、当初の予算どおり、予算を盛るときに自主財源をそういった形の中で求めますということで、予算の歳入の中で一定程度の自主財源を持っておりました。それが実績段階で予定どおりの自主財源が入ってきた中で、ただ、実行委員会としても努力した中で、事業費全体が低くおさまった。そういった中で、今年でいきますと30万の要するに当初計画よりは実行経費が下がったというようなことがございまして、そういった関係で、その自主財源を除いての部分の市から出ている補助金が、結局事業費が下がったことによって補助金が必要なくなったというようなことでしたので、これは運営費補助と違いまして事業費補助なものですから、必要でなかった補助金については減額をいたしますというような形の中でお返しをいただいたというようなことございまして、実行委員会が努力した中で自主財源を求めたのに、それを余ってきたので戻してくださいと言った中身ではなくて、あくまでも事業費が努力の結果安くおさまった部分の中で、浮いた補助金の部分を返還いただいたというような形でございまして、御了解いただきたいと思います。

それからまた、今後の事業のあり方なんですが、歌謡ショーがかなりここ何年かメインになってきておりまして、そういった歌謡ショーのあり方がいいのかとか、当初は豚レースだとか、魚のつかみどりだとか、いろいろな手づくりのお祭りで始まった部分が、いろいろと自治体もバブル期の状況もあったりで、そういった歌謡ショーが大々的に入ってきたというような部分の中で、ちょっと今日まで来ているというふうなことがございまして、これらをどうしていくのか。

来年に向けては、やはり一定程度のそこに参加する方からの料金もいただくべきでないかというようなことでも、観光協会等とも話を詰めているところでございまして、事業のあり方、それから進め方について、今までと同じような形でなく、少し前向きで自主財源を見つけるような形、それから事業の中身をどうしていくかということも、今観光協会等を中心に話し合いを進めているところでございます。そんなことで御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、パークゴルフ場の運営事業なんだけれども、不用額が228万ほど出ているんだけれども、これは私どももこれを管理委託するとかというときからも申し上げてきましたけれども、この不用額の出た原因はどういうことになっているのかということと、それから券売機を入れられたけれども、この券売機を入れる前は、施設の管理運営というか、あそこの休憩室でありますとか、そういう管理は別に人を置いてやるというふうに考えていらしたのか。今はコースや何かの管理運営はわかるんだけれども、ここの券売機だとか、それからあそこの休憩室や何かの管理についてはどういうふうになされているのか。この点も含めてお答えいただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 深川課長。

地域教育課長（深川雅宏君） お答えいたします。パークゴルフ場の維持管理委託料でございま

すけれども、226万8,000円ほどの不用額が生じてございます。これにつきましては、当初予算で716万1,000円の予算を計上いたしました。その後、執行段階で管理人を置かないということで設計いたしましたして、設計額が627万9,000円となりまして、管理人を置かないことによって88万2,000円の減額が生じた。あとまた、市内業者6社の入札によりまして入札の結果、469万3,500円ということで、設計額から比較しますと158万5,500円の減額が生じた。74.7%ということでございます。あわせまして、当初予算から比較しますと246万8,000円の不用額が生じたわけですけれども、そのうち20万円ほど減額補正しましたので、不用額が226万8,000円ということで多額の残額が生じたということでございます。

あと、管理人の関係でございますけれども、19年度契約執行段階で、維持費を、管理費をいかに安くできるかということで、パークゴルフ協会とも協議いたしました結果、管理人を置かないでもいいのではないかとということでございましたので、無人化ではございますけれども、そのような結果になったということでございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは特例区の決算は、向こうの特例区の協議会があって、決算終わっていると。だから、これはもう報告だからそのとおりで、おまえら質問することないというふうになるわけなんですか。これはいかがですか。

委員長（山居忠彰君） 城守支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 特例区協議会で決算の認定とか承認を得まして、それを合併の市長のほうに報告をする。市長は報告を受けたものを議会のほうに報告するということの法的にはそういった形になってございます。ただ、予算の中で合併特例交付金というような形の中で、交付金の予算が措置されておりますので、その中身について決算の中ではいろいろと御意見をいただいたりということは可能かと思えます。結果的には、交付金の中身が即特例区の予算になっておりますので、そういった形の中で、決算につきましてはそういった法的な中で、要するに母体である市の監査委員の監査を受けなければならないというふうに定められておりますので、市の監査委員による監査は受けてございます。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 結局、特例区の事業は事業でわかる。だけれども、例えばサンライズの自主企画委員会の事業というのはありますよね。これはこれについて質問できますね。だけれども、今のように、例えば、じゃいいです、質問しますけれども。これは総事業費が3,800万、市の補助、自主企画委員会ですよ、2,198万ほどの補助が出ているんだけど、同時に、サンライズホールの管理運営、これは特例区の事業ではないけれども、これは一般会計になるんだけど、4,849万ですよ、管理運営費。そうすると、相当なお金がかかっているということもあって、特にそういう企画事業と合わせますと何ぼになるんですか、9,000万円ですか。それで、なぜこんなに管理運営事業なんかにもお金がかかるのかというのがちょっとわからな

いものだから、この際、特例区とダブるけれども、お聞かせいただきたいと思うんです。

委員長（山居忠彰君） 深川地域教育課長。

地域教育課長（深川雅宏君） お答えいたします。

一般会計のほうの教育費で支出されておりますサンライズホールの管理費でございますけれども、これは4,848万9,000円ほど支出してございます。この内訳といたしまして、サンライズホールの維持管理費でございますけれども、光熱水費並びに委託料が大きなウエートを占めてございます。委託料で約2,480万円ほど、各種の機器の委託料、また清掃の委託料、警備の委託料、舞台技術の管理委託料等々、各種の委託料がございまして、それぞれを合わせまして4,848万9,000円一般会計のほうから支出してございます。

また、合併特例区の事業でございますけれども、これはサンライズホールが行うソフト事業、各種コンサート関係、観賞型でいきますと、19年度で14件、あと参加型事業で5件というようなソフト事業を合わせまして合併特例区の予算の中から2,198万8,000円支出してございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） サンライズの助成金等というのがございましてね。この1,033万というのは、これはどこからの助成となっているわけですか。それと同時に、今両方合わせて、それから管理委託料というのは随分かかるものだなと思うんだけど、これはもう初めからこんなにかかっているわけなんですか。委託料だけでも2,480万円とおっしゃってましたけれども、そして今度は屋根なんか直さなければならんなんてこともおっしゃってましたけれども、それは傷んだところは直さなければならぬけれども、そういうときに管理委託料の削減なんかをできるようなことというふうには、もうあそこの構造上、それはもう永久にかかっていくというふうになるものなんでしょうか。その点いかがでしょう。

委員長（山居忠彰君） 深川課長。

地域教育課長（深川雅宏君） お答えいたします。補助金の関係でございますけれども、毎年いろいろな各種補助金をいただいております。19年度については文化財団の補助金、このほか過去には文部科学省だったり、文化庁だったり、いろいろなところから毎年補助金をいただいております。

維持管理費、相当かかるなということでございますけれども、それこそ内訳で申しますけれども、項目で11項目ほどございます。舞台の照明の保守管理委託料が103万1,000円、舞台機構の保守管理が67万2,000円、憩いの広場の保守点検が113万4,000円、舞台の音響の保守管理は109万2,000円、舞台の技術管理業務、これはコンサートなどをやるときにプロの方が来て機械を操作していただくというようなお手伝いしていただく管理業務なんですけれども、これが286万7,000円、あと清掃業務、毎日のように使われておりますので、常時2名の清掃員が張りついて、毎日全館掃除してございます。これに要する経費が479万8,000円、自動ドアの保守点検が18万9,000円、エレベーターの保守が61万7,000円、電気保安業務が31万1,000円、臨時清

掃業務、窓ふき等、季節的に臨時的に行う清掃なんですけれども、30万9,000円、警備業務、夜間警備員を配置しておりますので、これに要する経費が544万9,000円、機械設備の整備業務が529万2,000円、環境整備、外回りの草刈り等の整備なんですけれども、71万3,000円、冬期間の屋根の除雪経費32万1,000円ということで、相当の委託業務が含まれているということで御理解いただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これはそうすると相当専門的なものだから、地元の業者が委託を受けてやるというのはほとんどないものなんでしょうか。

それから、このほかにこのホールを運営していったり、それから事業をやったりする職員が張りついていますから、職員の人件費というのはまた別になるんだらうと思うんだけど、その職員の人件費でいえば大体約何名で幾らぐらいになっているものなんでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 深川課長。

地域教育課長（深川雅宏君） ホールに張りついている職員でございますけれども、今現在、専門にホール部門でいきますと、私を含めて6名おります。500万平均にしますと3,500万ぐらいになるかと思えます。

委託関係ですけれども、ほとんど専門の業者なんです。ですので、地元の業者を使うということは、ちょっと無理だということでございます。

委員長（山居忠彰君） そのほか総務費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませんか。齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） ごみ問題で若干質問しておきたいと思えます。

成果表の28ページ、ごみ減量化の再生利用推進事業というのがございますけれども、これは容器包装再商品化委託料でありますとか、特に紙類分別収集委託料、田宮委員もこれの質問をしたことがあったと思うんですけども、例えば分別して家庭から新聞紙でありますとか、広告でありますとか、段ボール、あるいは雑誌類というふうに分別して出されるんですけども、これらというのは業者が年間の委託料というのは量に関係なく委託契約を結ばれているのかということと、それからちり紙交換なんかの人たちは、新聞紙でありますとか、これはティッシュペーパーだとかと交換してくるけれども、市に出すやつは、これはもう市民にはそういう交換に出すのと違って一つも入ってこない。そうすると、業者はそれらは別口で売れて、自治会なんかは収集していたやつは、そういう業者に持って行って、お金を自治会にもらったり、子供のために使うとかなんていうことになっているわけだから、業者なんかはそういうものの収入

は収入としてあると思うんだけど、それらは新聞紙なんかの重さに換算すると、年間どのぐらいの量と金額にすれば出るのかということ。

それから、段ボールだとか、そういうものも含めて委託料を払っているわけだから、相当な業者はお金かかっていることになるわけですね。だから、その点ちょっと詳しくお知らせをいただきたいと思うんです。

委員長（山居忠彰君） 大崎環境生活課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 今御質問の紙類の分別収集の委託につきましては、市内の資源物再生利用組合、この組合は市内の3つの事業所からなる構成利用組合なんですけれども、そちらのほうに紙類の分別収集の委託業務を行っております。それで、年間142回、市街地区については年6回、農村出張所地区につきましては年4回の収集を委託しているところであります。

それで、今、委員のお話にありました分別された紙の収入の関係なんですけれども、当初紙類の収入については業者さんのほうに一部入っていたことがありまして、一時紙が暴落して委託料が古紙価格が減ったということで、平成13年だったと思いますけれども、一部委託の方法を見直しまして、かかる経費については委託料としてお支払いをいたしますけれども、その142回で集められた紙が売り払われた収入については、市の不用品売払収入として納めていただくよう、今現在もそういう形で処理をされております。

それと、集団回収ですとか、地域自治会、子ども会等で集めている紙についても、市内の業者さんのほうに引き渡しを行っておると思いますけれども、そういった面で、収集回数が一部年6回、年4回については少ないのではないかというような御意見の中で、そういった地域での集団回収、地域の回収の利用も進めていきたいということで御協力を願っているところであります。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、それは市に入ってくるお金というのは大体どのぐらいの収入になっているのかということと、それから容器包装再商品化委託料というのは695トンですね。相当な量だと思うんだけど、この分の委託料は113万4,000円、紙分類の収集委託料は741トンだから、トン数は大して変わらないですね。これの中身というのはどういうことなんでしょう。

委員長（山居忠彰君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 紙類の収入につきましては、平成19年度172万円ほど不用品売払収入として市の歳入のほうに入っております。

それと、2つ目の御質問の容器包装再商品化委託料、これについては日本容器包装リサイクル協会という協会がございまして、こちらが国が指定した再資源化物、例えばペットボトル、瓶、缶、プラスチックトレイ、これらの品目を限定して協会の処理再商品化事業者のリサイクルをするための委託料であります。ただ、委託単価につきましては、こういった廃棄物を出す

特定事業者、例えばこの容器を使って商品を売り出す事業者、それからこういった容器をつくるメーカー、こういったものも負担をしております、品目別にパーセントはいろいろあるんですけども、例えば紙製容器ですと5%、その他プラスチックでいくと十何%ということで、市町村の負担率が低く抑えられているということで、委託料的にはこういった金額になっているところでもあります。それで、紙類の分別収集と比較いたしますと、市町村負担、それから特定事業者の負担が紙類についてはないということで、その差が事業費としてあらわれているところでもあります。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それから、粗大ごみございますよね。粗大ごみの処理量、これは土別地区と朝日地区で見ますと、土別地区は131トンで466万8,000円だから、トン3万5,000円そこそこ。朝日地区は26トンで229万4,000円だから、トン当たりで見れば8万8,000円ぐらいになっているけれども、この違いと、それから粗大ごみの処理形態、朝日地区なんかは愛別へ持っていくんだったら、裏を行くわけですか。その処理の形態ですよ。朝日というのは26トンぐらいしか出ないんだから、例えば8トン車に積んでいけば何ぼぐらい、どこかへストックしておいて、ごみ処理場にでもストックしておいて、たまったら積んでいけばいいから、だからそうむちゃくちゃかからないと思うんだけど、この内訳についてひとつお答えいただきたいと思えます。

委員長（山居忠彰君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） ただいまの御質問の土別地区と朝日地区のトン当たりの処理単価が大幅に開きがあるのではないかとということでもあります。この土別地区については、直営で収集をし、粗大ごみを今愛別の塵芥処理組合のほうに処理を委託しておりますけれども、その際運搬経費並びに運搬の効率化を目指すため、粗大ごみについてがさばるようなものが多いわけですけども、こういったものを解体して愛別のほうに運ぶことによって、より多くの量を数少ない台で運べるだろうということで、解体については、土別地区においては直営で市の重機を使って解体を行っているところでもあります。

それと、朝日地区については、収集及びその処理を委託をしております、その解体業務にかかわる経費があるということで、直営と委託分との間での差が出ていると。更には、今回26トンということで成果報告には出ておりますけれども、事業費229万4,000円、この中には朝日町が毎月1回、4月から11月まで剪定木を回収しております。こういった処理経費もこの事業費の中に含まれておまして、その剪定木の処理量を含めると54トンということで、トン当たり単価にいたしますと4万2,000円ほどになるかと思えます。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 例えば、剪定木もこの中に含まれているんだと、こうおっしゃいましたけれども、土別地区は剪定木なんかは短く切って40リットルの袋に入るぐらいにすれば、これは

もう全部運んでいってくれるというふうになっているんだけど、朝日では剪定木はどこで
どういう処理をしていらっしゃるわけですか。

委員長（山居忠彰君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 朝日地区の剪定木の処理につきましては、朝日地区にそういった
適正処理をする施設がないということで、一番近い中土別町にある民間のそういった剪定木を
破砕する処理施設のほうに搬入しております。

委員長（山居忠彰君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それは19年度で何トンで、その処理する料金というのはどのぐらいなも
のなんですか。そして、その会社は専門にそういう剪定木なりを年間結構取り扱っている会社
なんでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） この中土別の民間の処理施設につきましては、平成15年にこの処
理施設が始まったわけなんですけれども、剪定木の量的には28トン、朝日地区のほうからこの
適正処理施設のほうに搬入され処理がされているということでもあります。

それと、この処理施設の処理能力といいますか、1日8時間の稼働で約160立方メートル、
かさ比重で換算しますと約37トンの処理能力を持った施設ということで、あくまでもチップで
すとか、牛舎の敷きわら、いろいろな多目的な利用ということで、こういった剪定木が再利用
されているというような施設であります。処理料金については、税込みでトン6,300円という
ことになっております。

委員長（山居忠彰君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これは剪定木はどのぐらいの大きさにして持っていけばいいのか。それか
ら、剪定木だけではなくて、廃材、こんなのも一面ではそこでチップなりにする、そういう利
用はされているのかどうか。それから、朝日地区では28トンだと言うんだけど、土別地区
では学田のごみ処理場に投げられるそれらの剪定木、これらというのはどのぐらいあるとい
うふうに考えておられるのか。この点いかがでしょう。

委員長（山居忠彰君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 今御質問のチップ、いろいろな廃材の関係、これについては一般
廃棄物の中で、家庭系、事業系から出るそういった廃材、それから剪定木も受け入れが可能で
あると考えております。それと、市の処分場に今現在、土別地区では埋め立てを行ってありま
すけれども、基本的には委員のお話の中で、再利用できるような施設も含めて、今後そうい
った施設等の計画もしていかななくてはならんだろうというような考えを持ってあります。

大きさなんですけれども、土別地区でいいますと、一般ごみの中で50センチから60センチ程
度、結束をした状態を出していただくというのが決まり、ルールとしてお願いをしているわけ
ですけれども、朝日地区については、同じような塵芥車を使っておるので、同じような規格、
寸法で処理がされているように思います。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） コストの面なんかもいろいろあると思うんだけど、やはり土別はもう埋め立てですから、いつもあと何年捨て場もつんだということで、生ごみは生ごみでどうするんだとかというふうにやっていますし、そういう剪定木なり、家庭から出る廃材、こういうものを含めて今後、中土別に持っていかどうかというのはまた別だけれども、市でもそういうものをどうするんだとかということも含めて、計画の中に入れて検討したらどうかと思うんだけど、この点はいかがでしょう。

委員長（山居忠彰君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） ただいま齊藤委員のほうからお話ございましたように、そういったことも含めて、今後検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。現在のところ、市民の皆様方の御協力を得まして、現在、土別地区にございます最終処分場が現段階では平成23年の3月ごろまでは十分処理能力があるというふうに推計をさせていただいておりますが、更にごみの分別収集についてきめ細かく御協力をいただいておりますので、もう少々延びることも考えられます。そして、この間、生ごみの堆肥化施設と申しますか、バイオマスの利用についての施設の完成があれば、また年限も変わってまいりますので、この仮称の環境センターの大きな施設の計画もございますけれども、この計画に向けて今お話しの内容を十分検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長（山居忠彰君） そのほか衛生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第5款労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款農林水産業費について御質疑ございませんか。菅原清一郎委員。

委員（菅原清一郎君） 6款1項8目の畜産振興費の中の酪農ヘルパー派遣事業について質問させていただきます。

この事業は、現在、ヘルパーの要員が6名という中で派遣事業がされておるんでありますが、酪農家に対する需要と供給のバランスと申しますか、満足度調査みたいなものを実績としてしたことがあるのか、最初にお伺いしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 佐々木農林振興課主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） お答えいたします。

酪農ヘルパー利用組合につきましては、平成2年3月に設立以降、19年目を迎えております。当初46戸、2人の体制から開始して以来、平成18年度からは土別から派遣していた朝日、剣淵も含めた組織統一を図り、現在土別、剣淵を合わせまして56戸、6人の体制となっております。

そこで、派遣の実態でございますけれども、農家さんのほうからそれぞれ電話連絡等でいついつお願いしたいというような、そういう指定利用、それが7割を占めてございます。それと、あと全体の6人の適正な稼働が必要だということですので、逆に割り当ての利用ということが3割ございます。そのようなことで、実態としてはほぼ指定割合がもう120%も来れば、当然次のことを考えなくちゃいけないんですけども、今の現段階ではそのようなことで範囲内で利用されているというふうに思っております。

ただ、指定割合が例えば乾燥の調整時期とか、そんなときに込み合ってくる場合も若干ございます。そのようなときのために、じゃヘルパーの要員を増加する必要があるのかどうかというようなことも、平成19年の7月には利用組合の中で独自にアンケート調査も行いながら実施してございます。その中では、現行の利用料金を抑えながら、6人の体制で適当であろうというような回答となっていると聞いてございます。そのようなことで、利用組合では役員会とか総会の中で組合員の意見を酌み入れながら、独自に運営されているというようなことを聞いてございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 6名のヘルパーの人材でこの派遣事業がされておるようでありまして、指定期間においては70%ぐらいの稼働率だということであるんでありますが、将来的にこの6名の体制がずっとなっていくのかは別問題として、今働かれているこのヘルパーの年齢構成、どのぐらいの年齢の方がいらっやって、これはヘルパーのほうの職員でありますから、雇用条件等々は別問題であります。何歳までこういうことが可能であって、もし6名から増員しなければいけないときは、どういう形で今後市としたら取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） まず、今の6人の体制なんですけれども、まずヘルパーにつきましては、全国組織、全道組織、もしくは上川管内でそれぞれ協議会、ヘルパーの組合を設置してございます。その中で、ヘルパーそのものも社会的に認知されていく中で、職業としてそれぞれ例えば士別酪農ヘルパー組合が募集するよといった場合には、全国もしくは全道から希望があるというようなことで聞いてございます。そのようなことで、ヘルパーにつきましては十分確保されているということと聞いてございます。

それと、あと育成につきましては、そのような組織の中で育成のための研修会等、2週間なり1週間なりの事業を全国の組織で実施しておりまして、そこに新たな人が入ってきた場合には、そこに1週間程度の派遣を行う。そうした場合には、それに対する助成も全国組織の中で行われるというようなことで、ヘルパーの育成組織もそのようなことで実施されておりますので、今回例えば先ほど言いました年齢も、組合の中では60歳程度で勇退していただくということですので、その前にあらかじめ募集をしながら人員を確保しているというようなことで聞いて

てございます。

それで、今現在まで、平成2年から14人の方をそれぞれ延べヘルパー要員として募集しながら、今現在は6名ですけれども、あとの8人の方は御勇退をされているということでございます。年齢的には、今の6人の方は平均年齢は34歳というふうに聞いてございます。それで、今までやめられた方につきましても、酪農ヘルパーをやりながら新規に酪農をしようという、そういう目的の方もございましたので、4人の方につきましては、土別市内で酪農につかわれて、今現在は3名の方は実際に酪農経営をやられているというようなことでございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 組合員数の総数が56名ということでありまして、19年度においては46戸の酪農家のほうでヘルパーの事業に供したということでありまして、そのほかの酪農家については、こういうヘルパー事業には参画してないのか。もしくは自主的にそういう手があるのかどうか、その辺の確認を1点。

それから、運営費補助が273万、18年度、19年度それぞれ同額補助されているわけですが、運営費の補助の積算基準ですね、どういう形で算出をされているのかお伺いしたいと。その2点お願いします。

委員長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） まず、土別市内で平成19年度でいきますと、組合員総数が56戸でございました。そのうち土別市の農家につきましては46戸が加入してございます。あとの10戸の農家につきましては、剣淵町の農家が参画しているということです。

それで、じゃ46戸のほかに3戸の49戸の方が酪農家、搾乳をされてございます。その3戸につきましても、大きな法人であったり、法人のところは2戸であるために、ヘルパーの利用までも必要としないということでございます。それともう1戸につきましても、小規模な頭数の飼養だということなので、労力的にもそれほどヘルパーを申し込まなくても十分対応できるというようなことで、3戸の方のみ加入されてないというようなことでございます。

それと、補助金の積算基準ということですが、土別市におきましては、平成2年度から設立当初以来50万円の定額助成をしてございました。その後、平成3年には130万円、平成4年から5年にかけては150万円の定額助成をしてございます。それで、平成6年度からは12年間、平成17年度までにつきましては160万円の定額の助成、補助をしてございました。

ただ、平成18年度からは土別・朝日合併の際に、朝日町におきましては、当時土別の酪農組合に入っていなかったということですので、土別の酪農組合から朝日町の酪農家に派遣する場合には、1日1人当たり2万5,100円を負担していただくということをお願いしていて、そのときに朝日町の酪農家については負担が大きいので、それぞれ助成しようということで、16年には7割、17年には6割、18年はその費用の半分の5割を助成して、そのとき土別市の酪農家における費用負担につきましては、1人当たり1万3,000円程度でございました。そのような

金額に合わせるよう、朝日地区の酪農家についてもそのような金額にするようということで、当時90人工程度が想定されたということですので、90人工の半額の1万2,550円を掛けた113万円が平成18年度の当初予算として予定していたところでございます。

それで、18年度になりましてから、土別酪農組合に朝日と剣淵町も含めた組織体ができたとのことですので、その段階で定額の助成金の従前の160万円に加えまして算定された113万円、それを加えて273万円を定額として助成したということでございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 酪農ヘルパー組合のほうでの事業に要した費用ということで、年度ごとに提出していただいたんですが、その定額補助がやっぱり我々からするとなかなか非常に積算基準がわからなかったものですから、今るる説明していただきましたが、今後もこういう定額補助の金額でもってヘルパー事業組合のほうから増額要請等々はないんでしょうか。

委員長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） 今現在は、JA北ひびきさんが酪農ヘルパーの窓口を担っていただいております。それで、土別と剣淵町さんの組合員を対象とした酪農ヘルパーですけども、和寒町さんにも同じように酪農ヘルパーの組織体がやっております。ただ、酪農ヘルパーと乳検の事業というような、そのような兼務されている事業ということでもありますので、ただ同じ酪農ヘルパーであるし、JA北ひびきということですので、一体となったことができないかということで、本年度、平成20年度から合併に向けての協議もいたしております。そのようなことで、その際にはまた土別、和寒、剣淵、それぞれの持ち分なり、農協さんの助成なりでもって、今現在酪農家の状況でいきますと、燃料高騰、肥料代の高騰等々で非常に経営も圧迫している中で、果たしてそういう助成が必要かどうか、そのようなことがあった場合にはまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 最後に今度、今、剣淵、土別の2自治体でもってこの組合員が加入され、運営されているんですが、将来的に和寒町がこれに加入してきた場合に、またその負担率の問題がいろいろ出てきようかと思うんですね。統計の資料から見てみますと、実質的な経費の約10%程度が定額補助を市のほうでされているということが計算上は成り立つんですが、将来的にやはりそのラインをしっかりとっておいたほうが非常にわかりやすいのかなと。今、佐々木主幹から細かくその補助の基準をお話されましたが、非常に我々からするとわかりづらい基準だなというふうに思うわけありますので、近々じゃなくても、将来新しく和寒町の組合もここに入ってくるとなると、そういう基準額をきちり持ち分としておかないと、運営する側が非常に大変なのかなというふうに思いますので、その考え方をちょっとお聞かせいただいで、この問題を終わりたいと思っております。

委員長（山居忠彰君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） 酪農家自身が、例えば北海道全体もしくは全国で見ても、大体30頭の酪農家で搾乳牛を2頭のヘルパーで依頼した場合には、全国の平均では農家負担が2万3,000円というデータもございます。北海道では2万2,000円というようなことになってございます。士別市で今の標準金額で行いますと、頭数割もしくは基準頭数でいきますと、今現在2万円程度ということですので、ほぼ同様な助成額が講じられておりまして、道内にもJAさん、もしくは市町村、JAと市町村というような、そんな助成策も講じながら、農家さんの負担が少しでも減るようにということを考えながら、また今後検討していきたいというふうに思っております。

委員長（山居忠彰君） 相山部長。

経済部長（相山佳則君） ただいま委員のほうから一定の率を定めておいたほうが、相手方、組合としても運営しやすいのではないかというお話でございましたけれども、先ほどから主幹が説明しておりますとおり、基本的には酪農ヘルパー組合の利用料で運営がされるということが基本でありますけれども、今申しましたとおり、全道あるいは全国平均と比べて余り負担が大きくなる。そのためには幾ら助成が必要かといったことを基本に、合併前は160万でありましたけれども、朝日と合併になったときに、朝日は組合員外として利用いただいたときには、ヘルパー組合が先ほど申しました2万以上の利用料をいただいていたんですけれども、合併になって員内になりますと、それが1万3,000円に抑えられまして、その分歳入欠陥というか、入ってこないわけですから、そうなると全体の負担もふやさなければ運営できないということもございまして、従前朝日が出していた朝日地域内の補助を合算した形で今やってきているわけでございますけれども、今言った一律のパーセンテージにつきましては、今後JA北ひびきとしての管内の合併に向けたときに、これは私どもだけではなくて農協もかわりますし、和寒もかわりますので、そういった中で一定のラインというのが打ち出せるかどうかということも十分検討しながらやっていきたいというふうに考えております。

委員長（山居忠彰君） そのほか農林水産業費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款商工費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 成果にかかわる報告書の46ページ、朝日の観光施設の維持管理の委託をしたということで、観光園地でよろしいんでしょうかね、これ。ちょっとわからないんで、そのまま読みました。管理721万7,000円、これは岩尾内だと思っただけでも、場所を含めて大体どんなところをどういうふうにか月ぐらい維持管理をされているのかということと、更にまた8目の岩尾内の観光事業費の中では、同じように観光園地の管理協議会、この管理協議会というのはどんな組織、どういう組織であるのかということと、ここにも139万7,000円の委託料を出しておりますけれども、これも大体何カ月やって、キャンプ場の管理棟の管理をしたとい

うわけだから、どのぐらいの頻度で管理をされているのか、この点明らかにしていただきたい
と思います。

委員長（山居忠彰君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 今の委員の御質問についてお答えいたします。

まず、観光園地の維持管理業務ということで721万7,000円のことですが、岩尾内湖
周辺の今、朝日地区においてはダム下にA地区、それと開発のあるところをB地区、それと途
中に展望台がございます。それと岩尾内の神社山のほうの中に入っていきますと、岩尾内のキ
ャンプ場、それと管理棟がございます。それと、キャンプ場に入る、ちょっとそれから滝ノ上
線というんですか、そちらのほうと茂志利のほうに行くところにもテニスコート広場というも
のがございます。これを現在維持管理をしているところでございます。

それで、中身についてでございますが、それぞれ地区が離れてございますので、そのうちA
地区、キャンプ場、それとこのほかにまた朝日ヶ丘公園ということで、もとの糸魚小学校のあ
そこに朝日ヶ丘公園がございます。そちらと、更に天塩岳のヒュッテの周辺もございませ
う。これも含めて管理をしてございます。

それで、中身についてですが、土別市のシルバー人材センターのほうにつきまして、5月か
ら始めまして10月末ということで、シルバーについては、そのうち19年度は287万7,000円、こ
の数字をもって草刈り、またツツジの雪囲いとか雪外し等の業務をお願いしてございませ
う。そのほかにつきましては、観光園地管理協議会というところでトイレの清掃、また施設の補修等、
また草刈り、またエリカ公園ということでA地区にございますが、その辺の草刈りも含めまし
て年間434万円で委託をしてございます。それと、もう1カ所ですね、キャンプ場のところに
管理棟がございますが、それにつきましては139万7,000円ということで、管理棟の維持管理を
観光園地管理協議会に委託をしてございます。現在、観光園地管理協議会というところでそれ
ぞれそれを4名の方で実施をしております。

観光園地管理協議会ということでございますが、岩尾内等の観光園地の管理をするために1
つの組織をつくっていただきました。その中で、一応会則を定め、会長さんを決めて、それぞ
れ観光園地の場所を分担しながら維持管理をしてもらっている団体でございます。

委員長（山居忠彰君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それはどなたが会長で、協議会には何人ぐらい参加をしていらっしやるん
ですか。こういう仕事は得意としているものなんですか。どんなものなんでしょう。

委員長（山居忠彰君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 実はですね、観光園地につきましては、それぞれ草刈り等の業
務ですので、当然ブラシカッターが必要になります。それと、枝の処理ということもございま
すので、いろいろ機材、機械等を使って使用しなければならないということでございますので、
当然それに熟練された方ということで協議会をつくっております。代表の方はその中の1人と
いうことで、集まっていただきまして代表を決めたということで、会員の方は現在4名でござ

います。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、天塩岳の歩道の草刈りでありますとか、桜堤の維持管理、これらも園地協議会に委託はしているのでしょうか。4人というのは、それはただ一般の人なんですか。役場のOBですか。シルバーと同じような組織とはまた違うんですね。何かもうちょっと園地協議会だから、朝日の方が聞いたことないと言っていらっしゃるんだから、詳しく教えてあげてください。答弁してください。

委員長（山居忠彰君） 川村課長。

経済建設課長（川村慶輔君） この観光園地管理協議会の関係ですけれども、合併前につきましては、正直個人の方に委託をして草刈り業務等をしていただいていたという経緯がございます。ただ、個人委託というふうになりますと、いろいろ問題も出てくることから、当時4人の方にやっていたいたんですけれども、その4人の方で協議会という一つの組織を構成していただいて、全体責任の中でこの業務を遂行していただくというような形に切りかえたというのが実情でございます。

今お話にありました別の天塩岳歩道の草刈り業務、それから桜堤維持管理業務につきましては、従来から造園等を扱う土木業者のほうに委託をしているというような中身になっております。

委員長（山居忠彰君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） ちなみに今の観光園地管理協議会の代表者でございますが、鎌田正義様という方が代表となって実施をしております。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 結局4人の方に両方合わせると570万ぐらいの、6カ月ですよ、仕事の期間というのは。そういう点では、シルバー人材センターなんていうのもありますし、あるいは地元の雇用でもうちょっと若い人なんかも雇用できるというのであれば、そういうことも考えた委託をやっばりすべきでないかというふうに思うんだけど、この点はいかがなんでしょうか。結局は何か集まって、おまえら4人でとりあえず協議会というのをつくれと。そして、これをこういうふうにしてやるからというようなものなんでしょう、これは。

委員長（山居忠彰君） 瀧上副市長。

副市長（瀧上敬司君） 私のほうからちょっと経過的なものを御説明申し上げたいと思います。観光園地の整備につきましては、ダムができたときから個人的に委託をして管理をしていただいたというのがずっと経過でございます。頭の700万のほうの500万の関係で、この方については3名の方に草刈り業務、それからトイレの清掃、これは地区を分けまして、3人の方に個人的な委託契約でやっていたということでございます。

それが合併前まではそういう方法でやってきたわけですけれども、いろいろノウハウを持っている人方で、全部朝日の人間でございますので、ただ、合併したときに個人との委託契約と

いうのはちょっと問題があるんじゃないかということがございまして、今までノウハウを持っていた3人の方に、もう1人はちょっと別なんですけれども、3名を中心にそういう協議会という組合なんですけれども、そういうものを立ち上げていただいて、そこで市と委託契約をして、今までどおり管理をしていただくということでございます。

下のほうのキャンプ場の管理棟の関係ですが、これはあそこにトイレですとかがございます。この方についても、もう十数年、20年近くあそこに別なところに管理棟がありまして、その管理をしていただいたわけなんですけれども、新しく建ったときにその人が引き続いている管理をしていただくということになりまして、139万7,000円を払うけれども、使用料として40万8,000円いただきますと。その人に貸してますので、委託は委託でしますけれども、使用料は使用料で40万もらいますという契約の中で、この方も観光園地の中にもう1人入っていただいて、4人で管理組合という協議会をつくっていただいて、今までの朝日町でやっていた管理の内容をそのままこの協議会という名前に変えて委託をしているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（山居忠彰君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、これは139万だけれども、大体でいえば100万ぐらいというか、98万9,000円が懐に入ると、簡単にいえば。そうすると、その申し込みだとか、使用料の徴収業務だとか、全部その人がやっていらっしゃるわけですか。

委員長（山居忠彰君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 今の管理棟でございますが、その業務といたしましては、先ほど説明ありましたとおり、トイレ清掃、また管理棟全般の維持管理、あとシャワー、コイン等でございますので、どうしても料金が発生いたします。それとまたバンガローが3棟ございますので、その申し込み、また当日の受け付け、清掃等もでございます。それも含めまして徴収業務を一緒にやっていただいております。

委員長（山居忠彰君） 瀧上副市長。

副市長（瀧上敬司君） それで、全体的な管理の問題は、引き続きする。ただ、相当年齢の人もらっしゃいますので、今委員が言われたとおり、やってくれる方がいろいろ募集等もこれからしていかなければいけない部分もあると思います。そういうことも含めて検討していかなければいけないというふうには思っております。

それから、管理棟のほうの方は、今言った金銭の取り扱いだとかなども全部していただいているということで、うちとしましては払うものは払って、貸している部分はもらうんだという内容の中で管理をしていただいているということで御理解いただきたいと思います。

委員長（山居忠彰君） そのほか商工費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款消防費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 教育費の中の教職員住宅について2～3点質問させていただきたいと思
います。

初めに、市内に現在ある教職員住宅の総戸数とその使用内訳について1点。そしてまた、そ
の使用の内訳でございますが、職員住宅以外の住宅利用者とその理由についてお聞きしたいと
思います。

委員長(山居忠彰君) 金学校教育課主幹。

学校教育課主幹(金 章君) 教職員住宅の総戸数であります。全体で138戸ございまして、
この入居状況につきまして地区別で申し上げますと、市街地区につきましては63戸で空き住宅
が18戸、それから中土別、下土別、武徳地区につきましては13戸で、空き住宅が1戸、上土別
地区につきましては22戸で、空き住宅が9戸、それから多寄地区につきましては16戸で、空き
住宅が1戸、温根別地区につきましては11戸で、空き住宅が3戸、それから朝日地区についま
しては13戸で、空き住宅が1戸となっております。全体の空き住宅戸数につきましては33戸と
いうことで、現在入居者は105戸が入居されている状況であります。

次に、学校の廃校や、あるいは長期間の入居がなく、今後も入居の見込みのない教職員住宅
については、用途廃止いたしまして普通財産として管理されておりますが、その内訳、入居状
況等について御説明いたします。

市街地区につきましては3戸で、空き住宅はございません。それから、多寄地区についま
しては同じく3戸で、空き住宅が1戸、それから温根別地区につきましては3戸で、空き住宅は
ございません。朝日地区につきましては6戸で、空き住宅が3戸となっております。全体では
17戸で、そのうち空き住宅となっているのは4戸ございまして、市街地の3戸につきましては
事務所として使用されておりますが、そのほかの入居されている13戸につきましては、地域要
望により、一般の市民の方が入居されている状況でございます。

以上です。

委員長(山居忠彰君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 空き住宅が全体で33戸ということでありまして、その利用されてない理
由なんかを若干お聞きしたいんですけれども、その中で、水洗化等々の設備がまだ未設置の場
所があるのかどうか1点確認しておきたいのと、教職員の中で、教職員住宅があるにもかか
わらず、それに入居しないでほかの一般の住宅に入っている方もいらっしゃると思うんです
が、その理由と、あわせて教職員住宅は、教職員については利用料が無料だということであり
ます

が、そういう教職員がほかの施設に入居した場合の補助はどういう形でやられているのかお伺いしたいと思います。

委員長（山居忠彰君） 金主幹。

学校教育課主幹（金 章君） まず、環境面でのお話がありましたけれども、水洗化の部分については、多寄地区の1戸が未水洗となっております、それ以外の部分については水洗化になっているところがございます。

次に、空き住宅の状況、なぜということでもございましたけれども、空き住宅のほとんどが昭和30年代から40年代に建築された住宅でございます、老朽化が進んでおりまして、更に床面積も手狭であるなど、特に若い教職員に敬遠されがちでございます、また、市内中央部におきましては、アパートやマンション等が充実していることから、そちらに入居することが多い状況となっております。

次に、入居料の関係でありますけれども、教職員住宅につきましては、それぞれ建設年次、あるいは面積等に応じまして入居料をいただいているところでありますが、これが一般のアパートだとか民間の住宅に入居するということになると、道職員の部分と同じような形の中で、住宅手当が一部補助される状況となっております。

以上です。

委員長（山居忠彰君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 空き住宅対策と言っても、非常に古いんだということでありまして、33戸の空き住宅の今後のどういう形でこれからされていくのか、また利用される可能性がもしないのであれば、これが解体というふうになっていくかと思いますが、その場合の手順と申しますか、一度教育委員会の財産を普通財産にして、それを民間に売り払いするなり、あるいはまた解体等の予定があるならば、この機会にお聞かせください。

委員長（山居忠彰君） 石川教育部次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えいたします。空き住宅と申し上げましても、教職員の人事に伴いまして、毎年異動ということを背景にいたしまして、数に変動があるということが1つございます。あわせて、教職員住宅につきましては、国庫補助金等を導入して建設をいたして、その耐用年数を過ぎていない住宅等ということで、これにつきましても財産処分の制限があるということがあります。

それで、その他の住宅についての取り扱いの関係でございますが、先ほど主幹のほうから御説明いたしましたとおり、非常に建設年度が古いということにつきましても、どうしても敬遠されがちだということは背景としてあるんだろうと思います。したがって、今後使用する見込みがないと判断されるような住宅につきましては、用途廃止も含めて解体、整理を検討していきたいというふうに考えてございます。この際、各地域の住宅事情等々を参酌をいたした中で、一般の方々の利用の条件が仮に整うとするならば、そういった形で活用していただくなど、普通財産への所管がえ等々も財政当局と相談をしながら、今後十分な検討を進めてまい

りたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

委員長（山居忠彰君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款予備費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御質疑がないようですので、以上で歳出の審査を終わります。それでは、歳入歳出全般について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） お諮りいたします。認定第3号 平成19年度士別市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成19年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成19年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成19年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成19年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成19年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（山居忠彰君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 平成19年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審
査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 平成19年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを
審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第11号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 平成19年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
を審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第12号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号 平成19年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを
審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) お諮りいたします。本案については原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第13号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で付託案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長(山居忠彰君) お諮りいたします。以上で委員会を終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

(午後 3時30分閉議)

委員長(山居忠彰君)(登壇) 委員長退任に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る11月18日の本会議において、本特別委員会に付託されました平成19年度一般会計、特別会計の決算認定11案件につきまして、25日から27日までの3日間にわたる総括質問と会計別、款別審査を通し、皆様方の緊迫した真剣で熱心な御検討と御討論をいただき、すべての案件の認定を御決定くださいました。委員各位はもとより理事者並びに各執行機関、各関係部局職員の皆様の深い御理解と温かい御協力に心からの敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

さて、このたびの特別委員会の審議では、委員各位から本市の将来を見据えた健全財政の確立や住みよいまちづくりに関する数多くの御指摘や御質問、御意見、更には御提言をいただいたところでございます。同時にまた、深刻な景気低迷と地域経済の後退や格差の拡大、雇用と労働に加え、教育や医療、介護、福祉の現場崩壊の危機、そして普通の市民の日常生活を覆う暗雲など、厳しい現実も具体的に、より鮮明になりました。

そんな中ではありましたが、自治体の成長と発展に必要な不可欠とされる優秀な若手職員の台頭が見られたことは大いに期待が持てました。よく自治体を構成する土地を骨、人民を肉、自治権を血液に例えられますが、元気で勇ましい新鮮な血の流れは、あすのふるさとづくりに向けた意気込みすら感じることができました。どうか本委員会での論議を理事者や執行機関の皆

様におかれましては、率直かつ真摯に受けとめられ、来年度の予算編成や今後の市政執行にぜひとも生かしていただきたいものだ切にお願い申し上げる次第でございます。

最後になりましたが、報道機関の皆様には本委員会の審議内容や結果について、市民の皆様迅速かつ正確にお伝えいただきましたことを改めて感謝申し上げます。本委員会の議論があすの土別市発展に役立つことを心から念じ、甚だ簡単、粗辞ではございますが、委員長退任のごあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）（降壇）